

# 第2次 普代村地域福祉計画

(普代村成年後見制度利用促進基本計画)

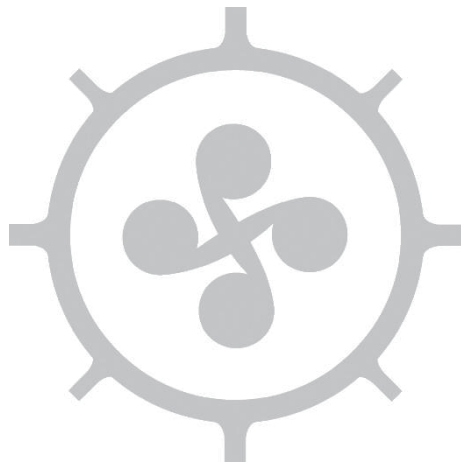
## 普代村地域福祉活動計画



松家 圭輔さん「海深く魚肥ゆる三陸」

令和6(2024)年3月

岩手県 普代村・普代村社会福祉協議会



### 「障がい」の表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記します。ただし、法令名、告示の名称、法令からの抜粋、既に存する計画名については、そのままの表記とします。

## はじめに

「みんなで支え合い、健やかに  
安心して暮らせる村づくり」の実現に向けて



本村においては、令和元年（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間の計画期間とする「第1次普代村地域福祉計画」と普代村社会福祉協議会の「第1次普代村地域福祉活動計画」とを一体的に策定し、住民、地域、社会福祉協議会そして行政がそれぞれの役割を踏まえ、支え合い、助け合う、協働による地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

一方で、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化の進展による人口減少や地域の担い手不足等が大きな課題となっています。将来推計によると、2050年には総人口が2020年の半数未満となる市区町村が約20%に達すると推計されており、本村でも2050年の総人口は1,057人、2020年（2,487人）と比べて42.5%に減少すると推計されています。また、新型コロナウイルス感染症拡大は、国内外に経済的・社会的影響を与えるとともに、地域の交流機会が減少し、人と人とのつながりの希薄化を進展させ、地域での支え合い・助け合いをより困難なものにしました。

このような状況を踏まえ、「第2次普代村地域福祉計画」では、「第2次普代村地域福祉活動計画」と一体的に策定し、普代村社会福祉協議会と連携し、地域福祉の向上に取り組んでまいります。また、基本理念に「みんなで支え合い、健やかに安心して暮らせる村づくり」を掲げ、前計画の取組を強化するとともに、地域のつながりの中で社会に参画し、互いに支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができる村の実現を目指してまいります。

この計画推進にあたりましては、村民の皆様をはじめ、関係機関等の参画と協働が重要となりますことから、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご助言・ご提言を賜りました計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました村民の皆様には厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月

普代村長 柗屋 伸夫

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨	1
第2節 地域福祉とは	3
第3節 計画の位置付け	4
第4節 計画の期間	4
第5節 計画策定のプロセス	5

## 第2章 普代村の福祉を取り巻く状況

第1節 人口・世帯の状況	6
第2節 要介護高齢者・障がいのある人の状況	8
第3節 子どもの状況	9

## 第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	10
第2節 基本目標	10
第3節 取り組みの体系	11

## 第4章 計画の推進について

第1節 「自助」「互助」「共助」「公助」による計画の推進	12
第2節 計画の評価・見直し	13

## 第5章 取り組みと役割分担

第1節 基本目標1：地域で支え合い、助け合う村づくり	14
第2節 基本目標2：必要な支援が受けられる村づくり	19
第3節 基本目標3：安心して暮らし続けられる村づくり	23

## 第6章 社会福祉協議会の取り組み（第2次普代村地域福祉活動計画）

第1節 計画づくりの趣旨	31
第2節 基本目標と基本項目	31
第3節 取り組みの体系	32

## 第7章 普代村成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画の策定にあたって	43
第2節 計画の基本的な考え方と具体的取組	45

## 資料編

1 地域福祉計画の策定に関するアンケート調査結果	49
2 用語解説	66
3 計画策定委員会設置要綱・委員名簿	70

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画の趣旨

### ■計画策定の背景

社会福祉法の改正（平成30（2018）年4月1日施行）により、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られる「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定されました。

これらの取り組みを積極的に推進するため、地域福祉計画の策定が任意から努力義務となるなど、住民に最も身近な市町村圏域において、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備と、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じる体制の整備、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制の整備など、より包括的な支援体制づくりが必要不可欠となっています。

こうした中で、高齢者や障がいをお持ちの方も、地域の中で支え合い、誰もが地域の中で健やかに安心して生活していくために、地域福祉の推進とその支援体制の整備と充実が求められています。

この度本村では、平成31（2019）年3月に策定した「第1次普代村地域福祉計画・普代村地域福祉活動計画」の計画期間における取組の検証結果も踏まえた上で、今後の地域福祉を総合的に推進するための「第2次普代村地域福祉計画・普代村地域福祉活動計画」を策定いたします。

### ■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、普代村における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

### ■「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」とは、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、地域福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

## 【資料】

### 社会福祉法（抜粋）

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（地域福祉活動計画の定義）

- 地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営む者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。
- その内容は、「福祉ニーズが現れる地域社会において福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとに取りまとめた取り決め」である。
- 具体的には、「住民の福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」「住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動」「住民のさまざまな要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能」まで含んだものと考えられる。

## 第2節 地域福祉とは

地域福祉の目的は、高齢、障がい、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになって、これまでつくり上げてきた家族、友人、知人との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りをもって、むらの一員として普通の生活を送ることができるようになることです。

地域福祉を進めるためには、在宅での暮らしを支援するいろいろな福祉サービスを整備することに加え、地域の人々の結びつきを深めるために助け合いや交流活動を盛んにすること、道路、公園、商店街など誰もが利用しやすいものとするのが、とても大切です。

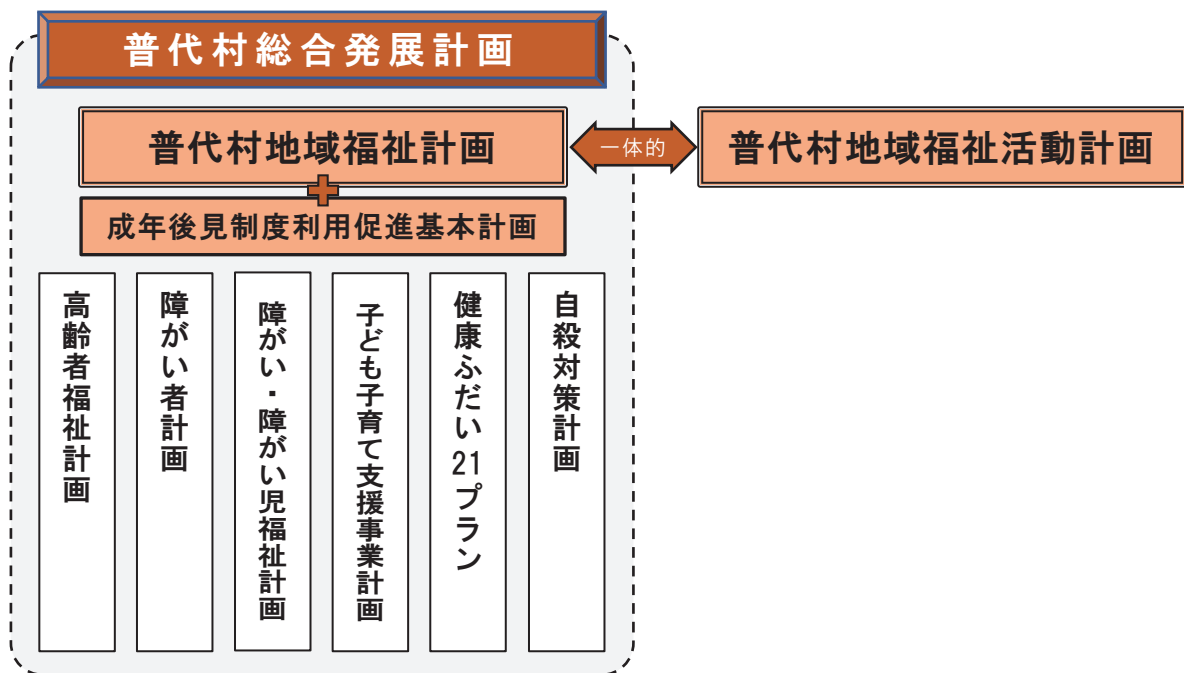
したがって地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけではなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む村民の方々、保健・医療、住宅、建設、商工業に携わるさまざまな専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です。

### 第3節 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

また、本計画は、「普代村総合発展計画」を最上位計画とし、福祉分野における上位計画に位置付け、「高齢者福祉計画」、「障がい者計画」、「障がい・障がい児福祉計画」、「子ども子育て支援事業計画」などの個別計画に共通する理念を相互に関連付けるとともに、地域福祉を進めていくための基本的な方向性を示しています。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「普代村成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定するものです。



### 第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画の整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和元 (2019)	～	令和5 (2023)	令和6 (2024)	～	令和10 (2028)	令和11 (2029)	～	令和16 (2034)
第1次 地域福祉計画			第2次 地域福祉計画			第3次 地域福祉計画		
第1次 地域福祉活動計画			第2次 地域福祉活動計画			第3次 地域福祉活動計画		



## 第5節 計画策定のプロセス

本計画の策定にあたり、住民参加により計画を策定する場として、地域団体関係者、福祉関係者、保健医療関係者、行政機関関係者などを委員とする「普代村地域福祉計画・普代村地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、会議において活動の方針・目標等について検討し計画策定に取り組みました。

また、村民を対象としたアンケート調査を実施し、現状把握と課題の抽出を行うとともに、パブリックコメントを実施し、住民意見を計画策定に反映しました。

### (1) 普代村の地域福祉に関するアンケート調査

実施方法	地域福祉やその推進に係る事項について、調査票を配布・回収
調査期間	令和5（2023）年7月26日～8月16日
調査対象	無作為抽出した18歳以上の村民 755名
回収率	39.2%（296名）

### (2) パブリックコメントの実施

実施期間	令和6（2024）年1月29日～2月13日
公表方法	役場住民福祉課窓口、村ホームページでの配布・閲覧
意見提出方法	郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出

### (3) 普代村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の開催経過

第1回策定委員会 開催日：令和5（2023）年10月23日

第2回策定委員会 開催日：令和5（2023）年11月29日

第3回策定委員会 開催日：令和6（2024）年2月19日

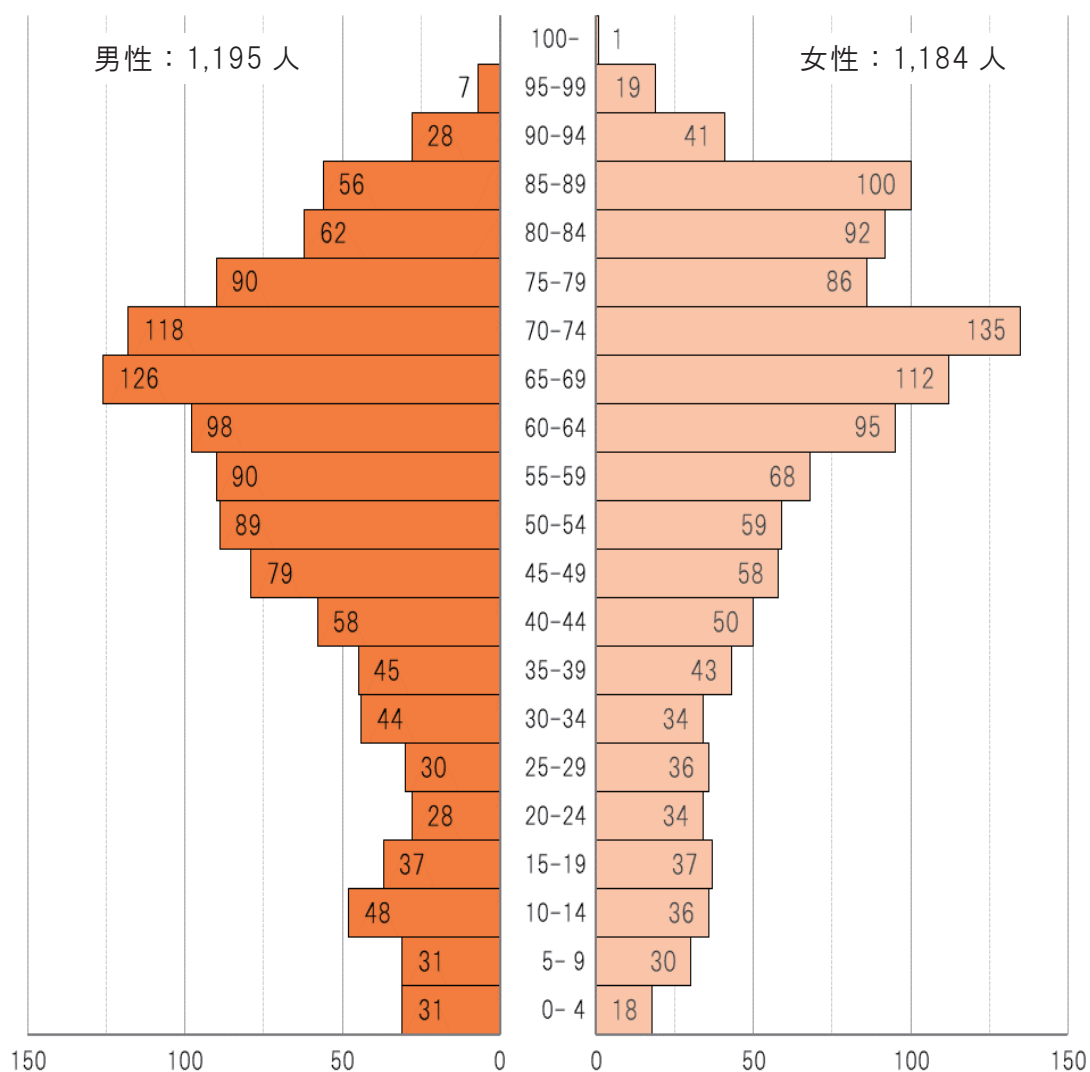
## 第2章 普代村の福祉を取り巻く状況

### 第1節 人口・世帯の状況

本村の総人口及び総世帯数は、令和元（2019）年から令和5（2023）年にかけて減少傾向で推移しています。65歳以上の高齢者人口は、ほぼ横ばいで推移しており、高齢者世帯（高齢者のみ世帯及び単身高齢者世帯）は、年々増加傾向にあります。

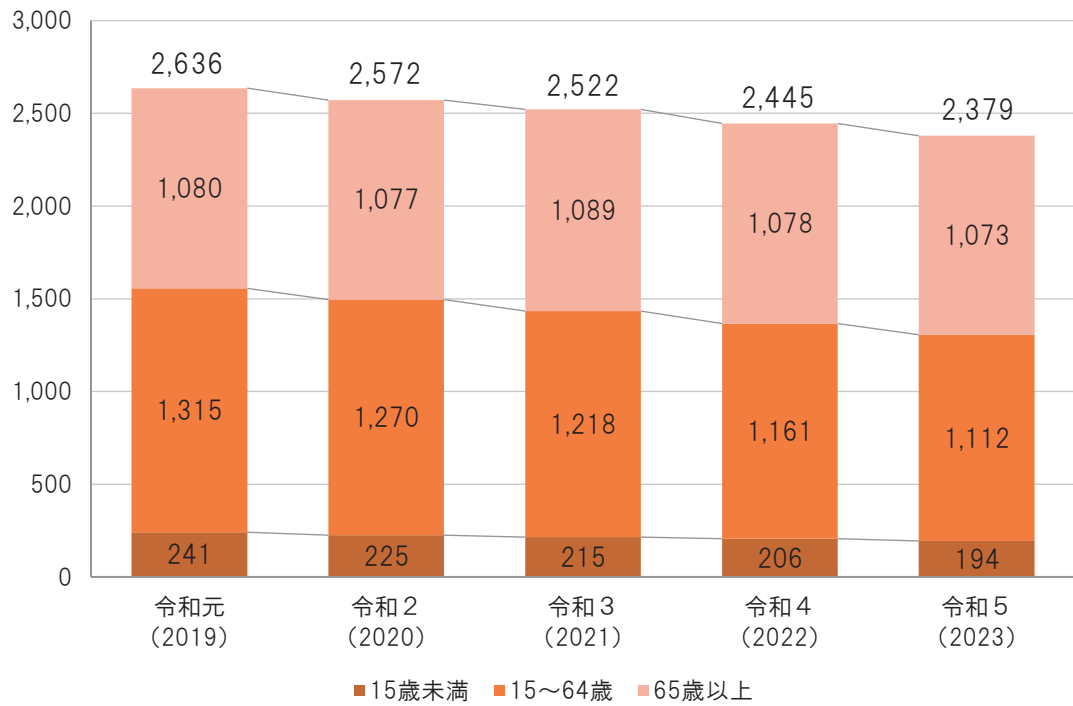
#### 1 人口の推移

##### ■人口構成



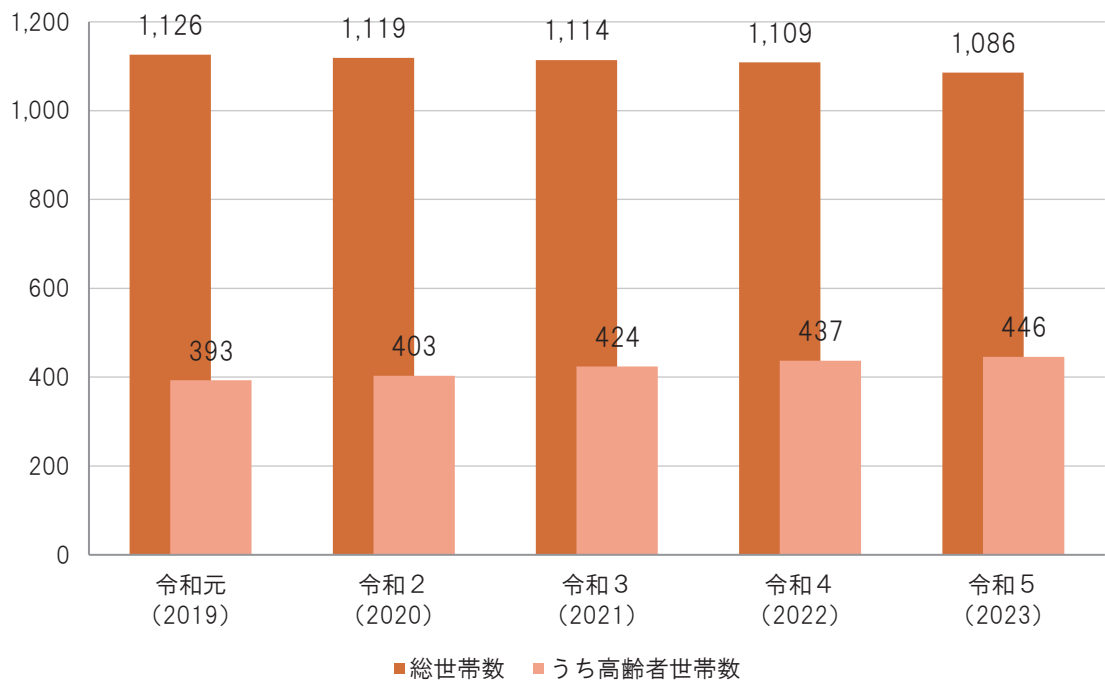
【住民基本台帳 令和5（2023）年9月30日現在 総人口 2,379人】

■年齢三区分別人口推移



【住民基本台帳 各年9月30日現在】

2 世帯数の推移



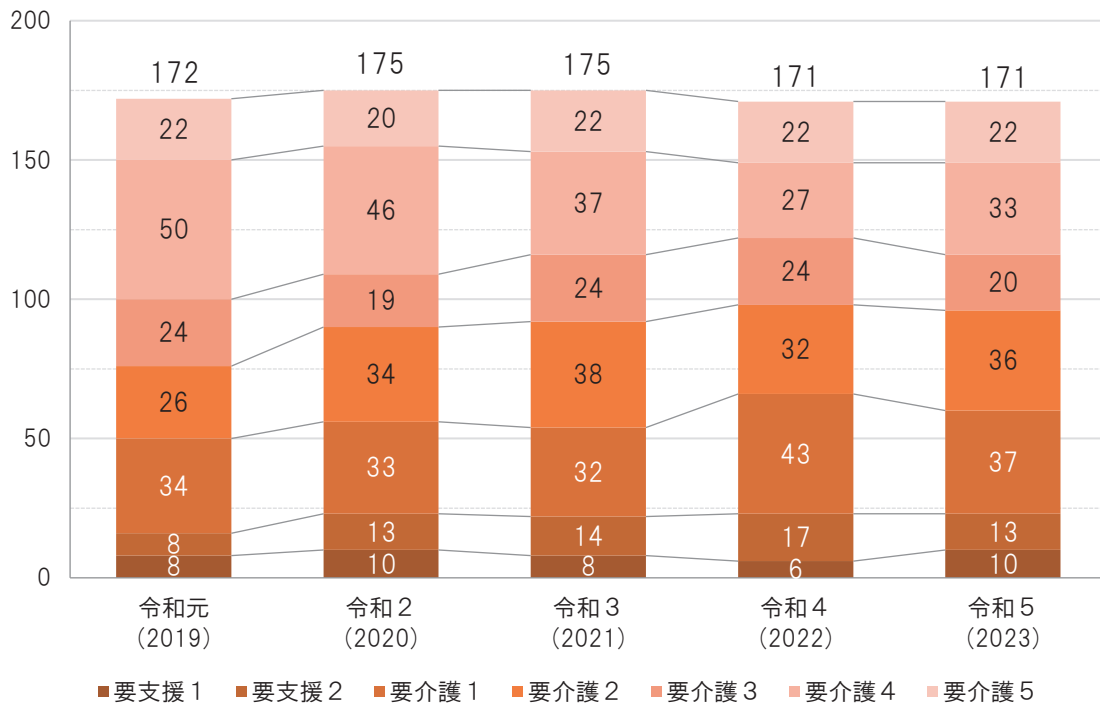
【住民基本台帳 各年9月30日現在】

## 第2節 要介護高齢者・障がいのある人の状況

本村における要介護高齢者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

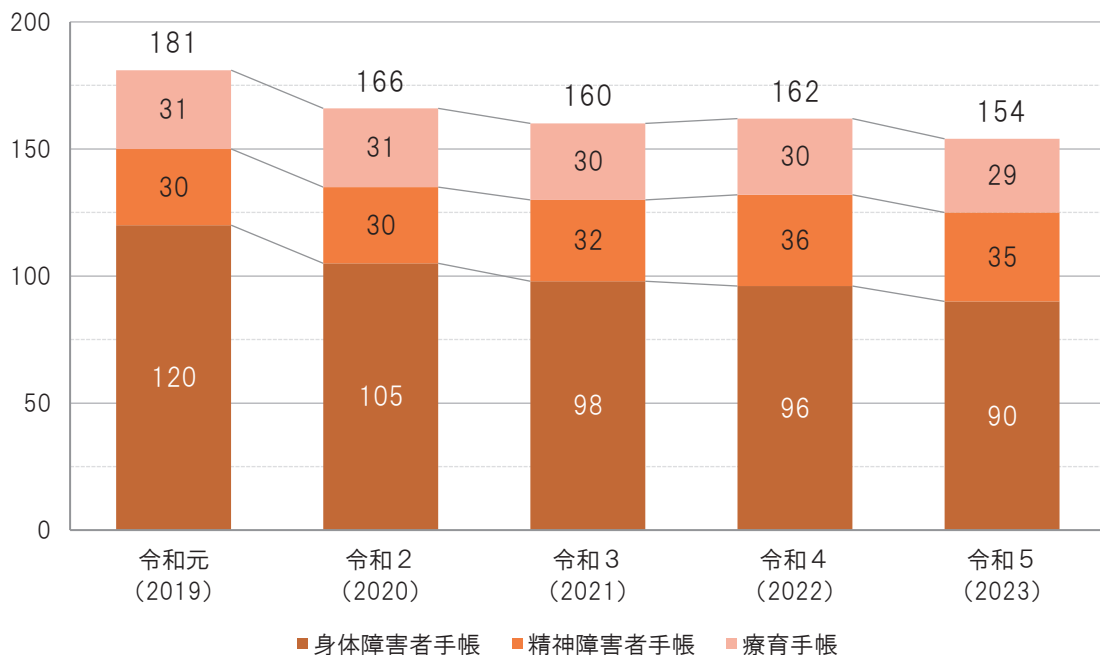
障がいのある人（障害者手帳保持者）の数は、減少傾向にあり、特に身体障がいのある人は令和元（2019）年から令和5（2023）年にかけて25.0%減少しています。

### 1 要介護認定者数の推移



【久慈広域連合 各年9月30日現在】

### 2 障がい者数の推移

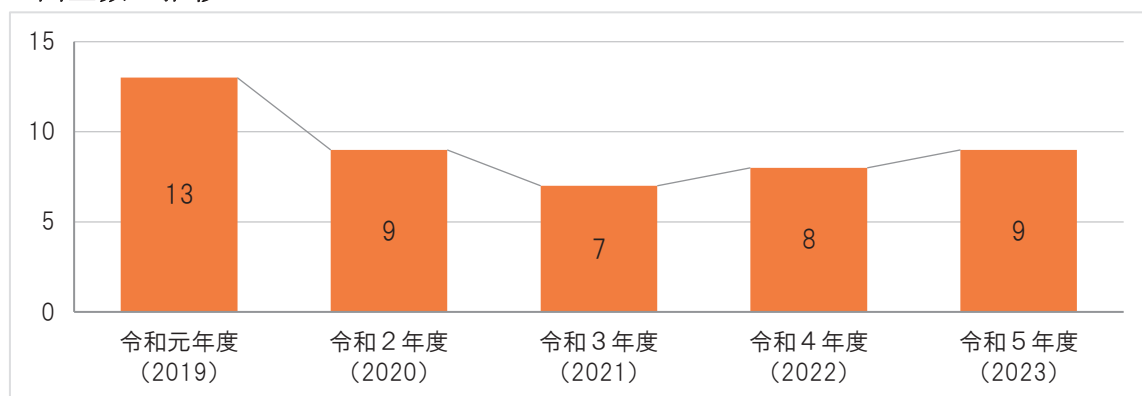


【普代村民福祉課 各年4月1日現在】

### 第3節 子どもの状況

本村における出生数は1桁台で推移しており、18歳以下の子どもの人口は令和元(2019)年から令和5(2023)年にかけて53人(△17.0%)減少しています。

#### 1 出生数の推移



【住民基本台帳 各年9月30日現在】

#### 2 0歳～18歳人口の推移

年齢	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	差引増減(R5-R1)
18歳	20人	16人	17人	13人	17人	△3
17歳	24人	19人	19人	15人	17人	△7
16歳	20人	20人	15人	14人	15人	△5
15歳	20人	15人	16人	24人	15人	△5
14歳	15人	16人	24人	15人	25人	10
13歳	15人	24人	14人	21人	14人	△1
12歳	24人	14人	21人	14人	20人	△4
11歳	16人	21人	15人	14人	11人	△5
10歳	21人	15人	14人	14人	14人	△7
9歳	15人	14人	14人	19人	17人	2
8歳	14人	14人	19人	18人	10人	△4
7歳	15人	18人	18人	5人	8人	△7
6歳	18人	18人	6人	14人	14人	△4
5歳	18人	7人	13人	12人	12人	△6
4歳	7人	13人	13人	12人	11人	4
3歳	13人	12人	10人	12人	12人	△1
2歳	14人	10人	13人	10人	10人	△4
1歳	9人	13人	10人	8人	7人	△2
0歳	13人	9人	7人	8人	9人	△4
合計	311人	288人	278人	262人	258人	△53

【住民基本台帳 各年度3月31日現在 ※令和5(2023)年度は9月30日現在】

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

#### みんなで支え合い、健やかに安心して暮らせる村づくり

私たち住民一人ひとりが、福祉への関心を広げ、自ら考え行動する「支え合い」の精神をもって、協働で地域福祉の推進を図ります。

一人ひとりでは不可能なことでも、同じ思いの人たちと協働し行動することで、新たな地域福祉活動が生まれ、薄れつつある地域のつながりを再び復活させることが出来るものと考えます。

地域のつながりの中で皆が社会に参画し、健やか自立した生活を送ることができ、さらに介護を要する状態となっても住み慣れた地域社会の中で安心して生活を送ることができるよう支援するとともに、「支え合い」に誇りを持てるよう、より良い地域社会の実現を目指します。

これらを踏まえて、「みんなで支え合い、健やかに安心して暮らせる村づくり」を基本理念として位置付けます。

### 第2節 基本目標

普代村の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、前述の基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

**基本目標1 地域で支え合い、助け合う村づくり**

**基本目標2 必要な支援が受けられる村づくり**

**基本目標3 安心して暮らし続けられる村づくり**

### 第3節 取り組みの体系

3つの基本目標について、その達成のための取り組みを設定します。

基本理念	
みんなで支え合い、健やかに安心して暮らせる村づくり	
基本目標	取り組み
1 地域で支え合い、助け合う村づくり	1) 地域・世代間交流の推進
	2) 福祉教育の充実
	3) ボランティア活動の促進
	4) 災害時支え合いの体制整備
2 必要な支援が受けられる村づくり	1) 福祉サービスの担い手の育成
	2) 支援ニーズへの適切な対応
	3) 地域資源を活用したサービスの創出
3 安心して暮らし続けられる村づくり	1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
	2) 住みやすい生活環境の整備
	3) 福祉サービスの維持と質の向上
	4) 地域連携体制の強化
	5) 生活困窮者自立支援の推進
	6) 権利擁護の推進

# 第4章 計画の推進について

## 第1節 「自助」「互助」「共助」「公助」による計画の推進

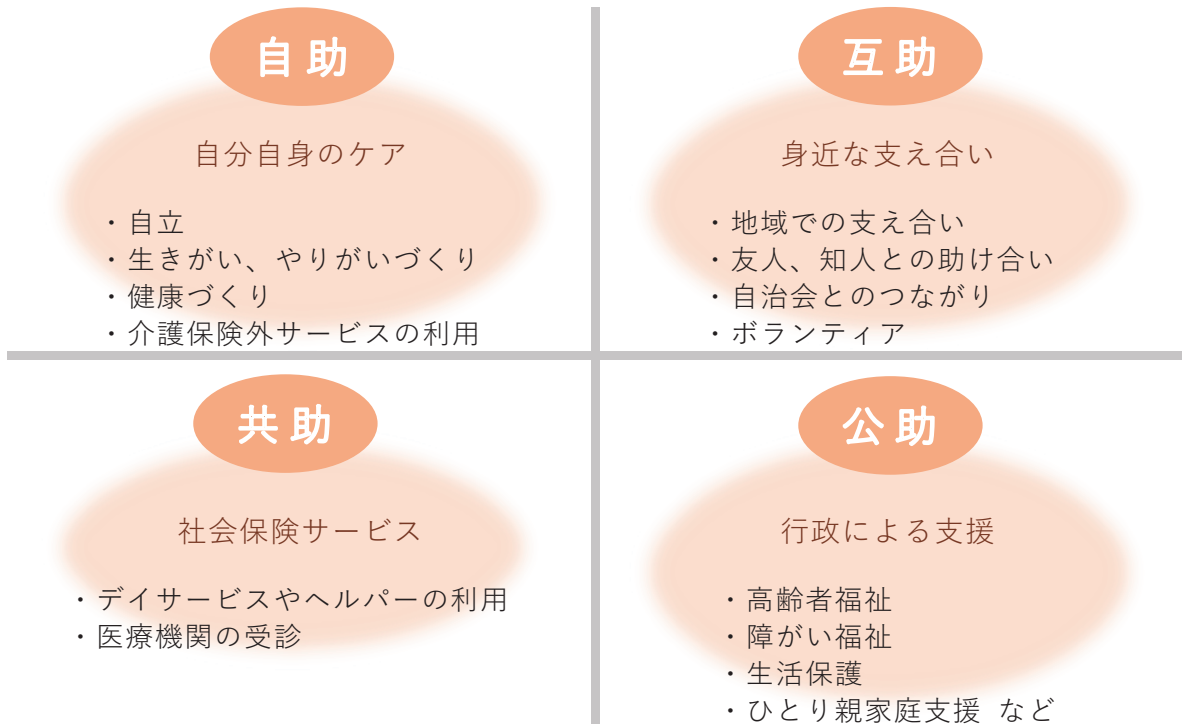
地域福祉における助け合いは「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの「助」から成っています。

**自助** …… 個人や家族による支え合い・助け合い  
(自分でできることは自分です)

**互助** …… 身近な人間関係の中での自発的支え合い・助け合い  
(別居する家族、近隣の友人や知人が互いに支え合う・助け合う)

**共助** …… 社会保険や介護保険などの制度化された相互扶助。地域住民や地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが、行政や社会福祉協議会と協力しながら、組織的に協力し合う活動による支え合い・助け合い  
(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域社会全体で支え合い、助け合う)

**公助** …… 保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え  
(行政でなければできないことは、行政が援助する)



### 1 住民の役割《自助・互助》

自分の力で住み慣れた地域で暮らし続けるために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気の恐れがある際は受診するなど、自分自身を大切にして尊厳を持ちながら生活します。

また、自分自身で行き詰った時は家族や友人からのサポートを受け、時によって



自身がサポートする側に回り、互いに助け合う地域を育てます。

## 2 福祉活動を行う人や介護サービス事業者の役割《共助》

サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。また、地域における福祉ニーズを踏まえた地域貢献活動に取り組みます。

## 3 社会福祉協議会の役割《共助・公助》

本計画に基づいた「普代村地域福祉活動計画」を策定し、ボランティア団体や地域福祉活動の担い手の育成や各事業の推進を図り、地域福祉活動の中心的な団体として、行政と共に計画的に地域福祉を推進します。

## 4 行政の役割《公助》

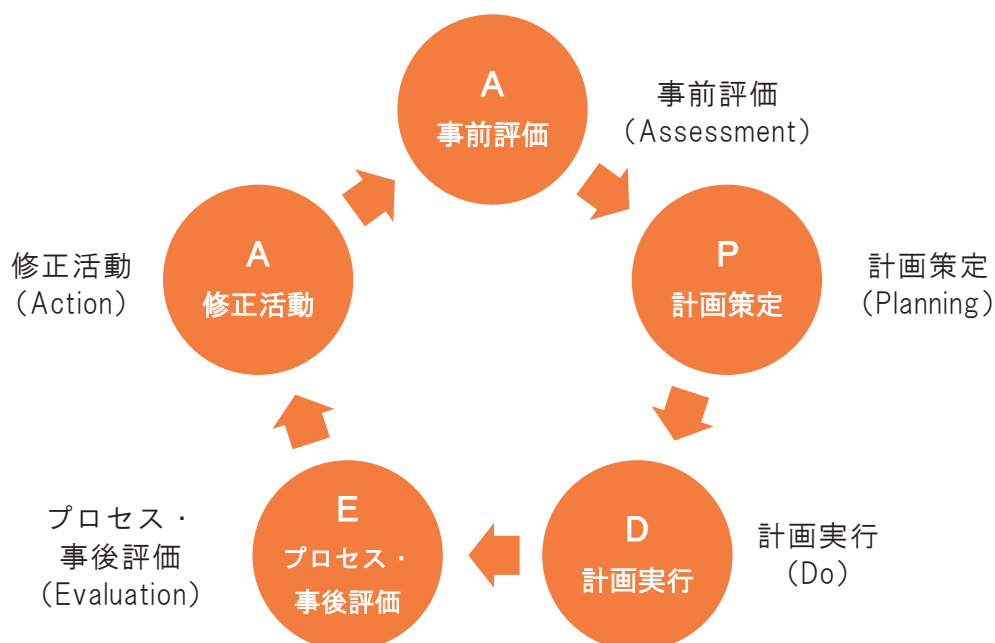
本計画を総合的に推進するとともに、公的なサービス基盤の整備に努め、地域福祉の推進を実現するための施策を企画し、地域や団体、社会福祉協議会と連携して推進します。

## 第2節 計画の評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、計画の進捗状況やサービスの利用状況などを定期的に把握するとともに公表し、計画策定と同様に村民の意見を反映させていくことが重要になります。そのため、定期的に、本計画の進捗状況をアセスメントし、社会の情勢や村民の意向などを踏まえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

計画期間の中間年（令和8（2026）年度）に地域福祉の進捗状況の評価、見直しを行い、本計画の推進に努めます。

### 【APDEAマネジメントサイクルによる計画策定】



# 第5章 取り組みと役割分担

## 第1節 基本目標1：地域で支え合い、助け合う村づくり

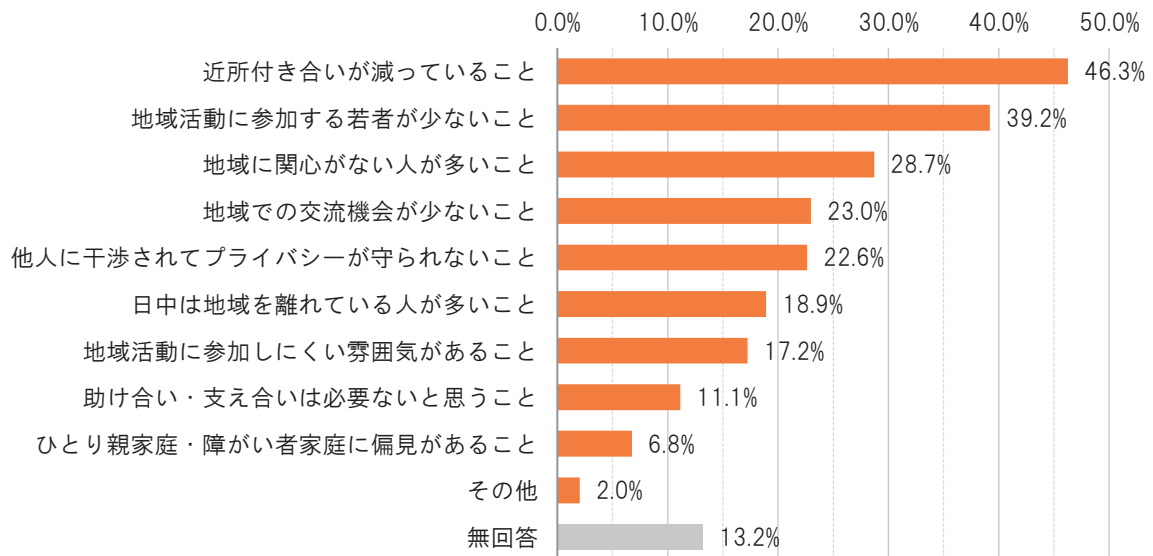
### 1 地域・世代間交流の推進

地域社会は、家族や家庭の次に、基本的なまとまり・つながりとなる単位で、地域で共に暮らす者同士、日頃から連携・連絡などを保つことが必要です。これまでも自治会等の地域組織をはじめ、民生委員や社会福祉協議会、老人クラブなどを中心に地域での支え合い活動に取り組まれています。地域におけるつながりが希薄化する中で、近所での支え合い活動の必要性が見直されています。平成23（2011）年3月に発生した「東日本大震災」の際には、近所での支え合い・助け合いの大切さが改めて浮き彫りになりました。アンケート調査の結果においても、近所付き合いの減少が一番の問題点とされています。

地域での支え合いを推進するためには、身近な地域に暮らす住民同士のふれあいや交流活動が活発に行われていることが重要なことから、世代を越えたふれあいの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。また、地域における住民のふれあいや交流活動は、強制されるものではないことから、地域住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりが必要です。

地域で手助けしてほしいことや地域でできることが地域の中で日常的に当たり前になされ、特に高齢者の孤立死といった悲惨なケースが発生することのないよう、子どもから高齢者まで誰もが地域福祉の担い手として活動できる環境づくりを推進します。

#### ■ 人が支え合い、住みよい地域を実現していくうえで問題になること



【普代村地域福祉計画策定に関するアンケート調査 n = 296（複数回答可）】

●自分や家族ができること

あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持つとともに、一人暮らしや子育て世帯などが地域で孤立するのを防ぐため、声かけ、安否確認など交流を活発にします。

●地域において取り組むこと

地域で日頃からできる支え合い活動について話し合い、地域全体で取り組みます。

●社会福祉協議会が取り組むこと

高齢者のふれあいサロンなどの地域単位での活動支援を通じて、助けてほしいと言える環境づくり、ふれあいづくりを啓発します。

●行政が取り組むこと

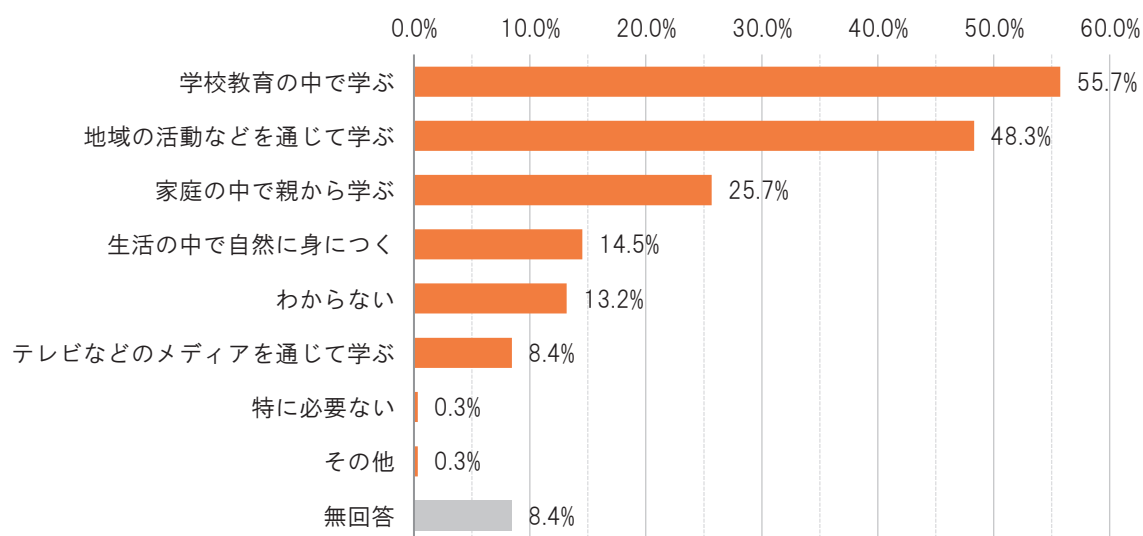
各種地域行事など、住民主体での交流事業の充実に努め、高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に参加し、楽しめる交流の機会づくりを目指します。また、こども園、小中学校、福祉施設などにおける各種行事を通して、地域の人や高齢者、障がい者などとふれあう機会の創出に努めます。

## 2 福祉教育の充実

住民一人ひとりが支援を必要とする人の理解を深め、支え合いながら共に地域で暮らし続けることができるよう、学習の機会を設け、福祉意識の醸成に努めます。また、住民が生涯にわたり学習できる環境を整え、福祉への理解や関心を深めながら、地域福祉活動に生きがいを持って参加できるよう推進します。

特に、次代を担う子どもたちが高齢者や障がい者のことを理解し、交流や体験活動を通じて思いやりやいたわりの気持ちを育めるような教育機会の創出と、学習機会の拡充を図ります。

### ■ 子ども達への福祉教育はどのように行うべきですか



【普代村地域福祉計画策定に関するアンケート調査 n = 296 (複数回答可)】

●自分や家族ができること

地域福祉活動に親子で積極的に参加し、社会の中で支え合って生きること、思いやりやいたわりの気持ちを大切にすることを学び合います。

●地域において取り組むこと

子どもたちが興味を持って自主的に活動できるよう取り組みます。

●社会福祉協議会が取り組むこと

学校や地域団体と連携し、福祉教育講座等により福祉のこころの醸成に努めます。

●行政が取り組むこと

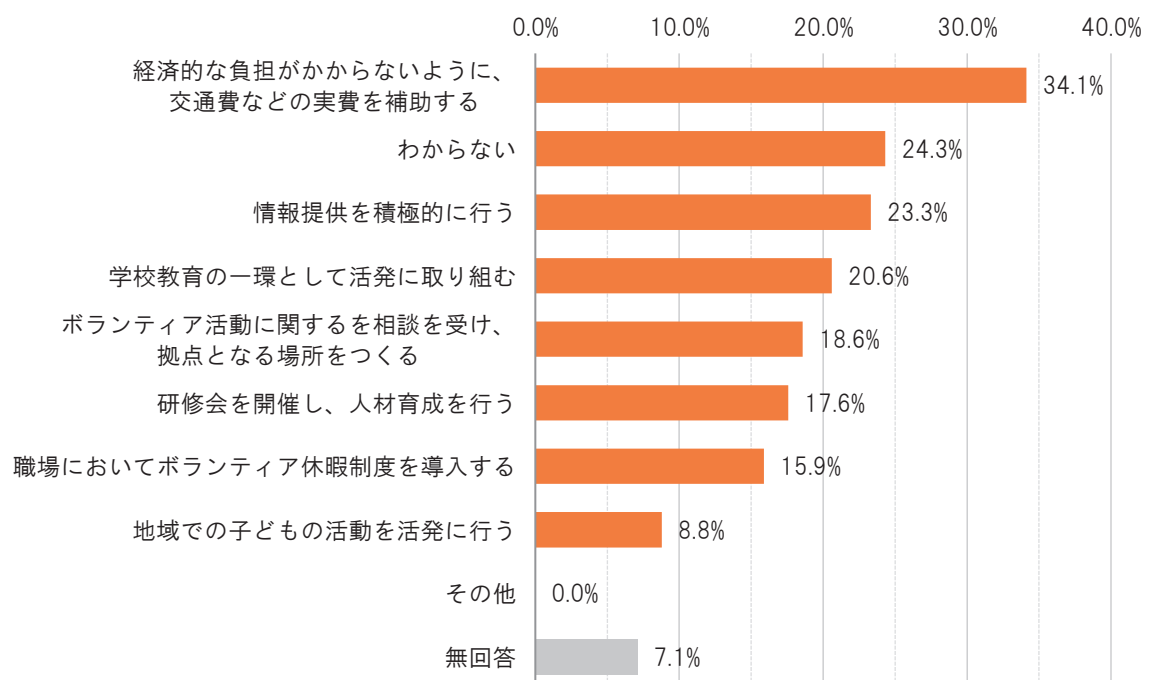
地域包括ケア、子どもの発達、メンタルヘルスなどの現在の福祉課題についての講演会や研修会を開催し、意識啓発や直接支援につながる学びの提供に努めます。

### 3 ボランティア活動の促進

個人の自発的な意思によって活動するボランティアは、地域福祉を支える貴重な担い手であり、また、見方を変えれば社会貢献を通じた自己実現、生きがいつくりにもなります。

社会福祉協議会と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信の強化や参加条件の工夫を図るなど、住民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーの育成に取り組みます。

#### ■ ボランティア活動の輪を広げるために必要なこと



【普代村地域福祉計画策定に関するアンケート調査 n = 296 (複数回答可)】

●自分や家族ができること

地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。

●地域において取り組むこと

ボランティアの重要性や支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。

●社会福祉協議会が取り組むこと

様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。その際、開催日時に配慮し、幅広い年齢層や立場の方の参加を促します。また、ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。

●行政が取り組むこと

住民参加による協働の村づくりを推進するため、庁内で連携しボランティア活動を創出し、人と活動のマッチングや情報提供に取り組みます。

また、環境整備や見守りなどの活動実績について広報することにより、活動の参加促進を図ります。

#### 4 災害時支え合いの体制整備

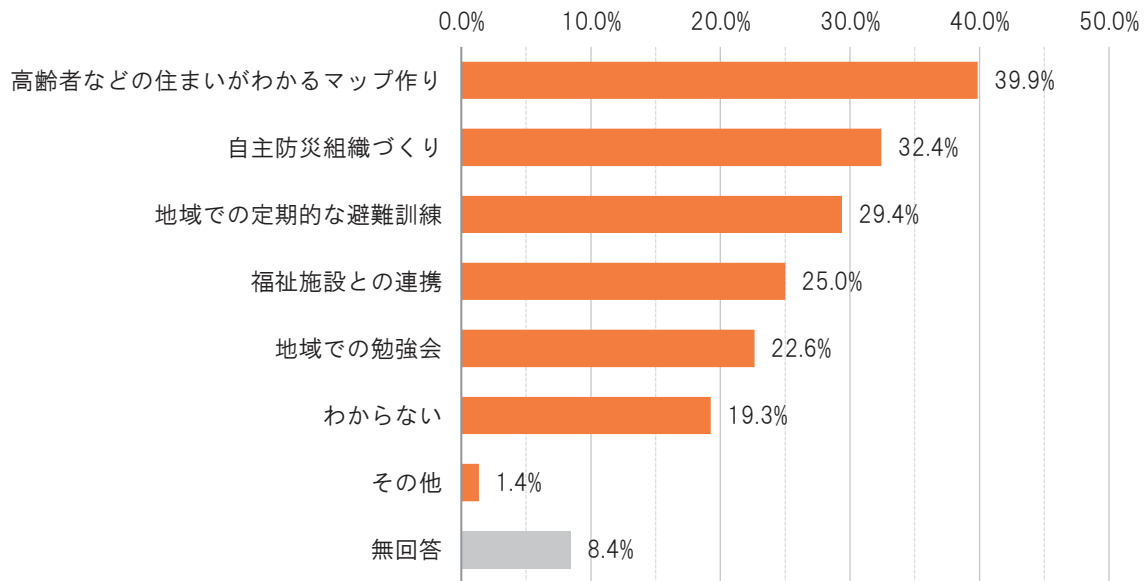
災害時の対応は、東日本大震災等の経験を踏まえ、地震や津波に限らず、あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるのだという認識に立ち、対策を怠らないことが求められます。特に、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）と言われる高齢者、障がい者、子どもなどは、災害に対して特別な備えを必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を進める必要があるとともに、こうした人の視点に立った対策もまた、急務となっています。

本村では、「普代村地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、民生委員、関係機関の協力を得ながら「避難行動要支援者名簿」の整備を進め、要支援者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めます。

また、自ら避難することが困難で特に支援を要する要支援者を対象に、あらかじめ避難先や避難方法を把握し、災害時に慌てず避難行動を行うための「個別避難計画」の策定を推進します。併せて、要支援者の住まいや避難ルートが一目で分かるマップ等についても、災害対策の一環として整備、周知を進めます。

今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図る必要があります。特に、要支援者については、それぞれ避難を支援してくれる人を定めるなど、個別避難計画策定の必要性が高まっており、仮に個別避難計画がない状態でも日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができるしくみを整えておくことが重要です。

## ■ 災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なこと



【普代村地域福祉計画策定に関するアンケート調査 n = 296（複数回答可）】

### ●自分や家族ができること

防災訓練を通じ、避難場所避難経路等の確認を行います。

### ●地域において取り組むこと

日頃の近所付き合いの中から、高齢者や障がい者などの存在を意識し、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を築きます。

### ●社会福祉協議会が取り組むこと

ヘルパーや手話・点字通訳者等のネットワーク化を図り、災害時、避難場所における高齢者や障がい者などの意思疎通支援ができる体制づくりに努めます。また、関係機関と連携を図り、災害ボランティアの育成に努めます。

### ●行政が取り組むこと

広報誌への掲載や説明会の開催などにより、要支援者の避難支援に関する内容の周知を図るとともに、防災訓練などで実践的、効果的な防災対策を講じます。また、災害時の安全を確保できるよう、要支援者の個別避難計画や住まいや避難ルートを明確にしたマップ等の作成を推進します。

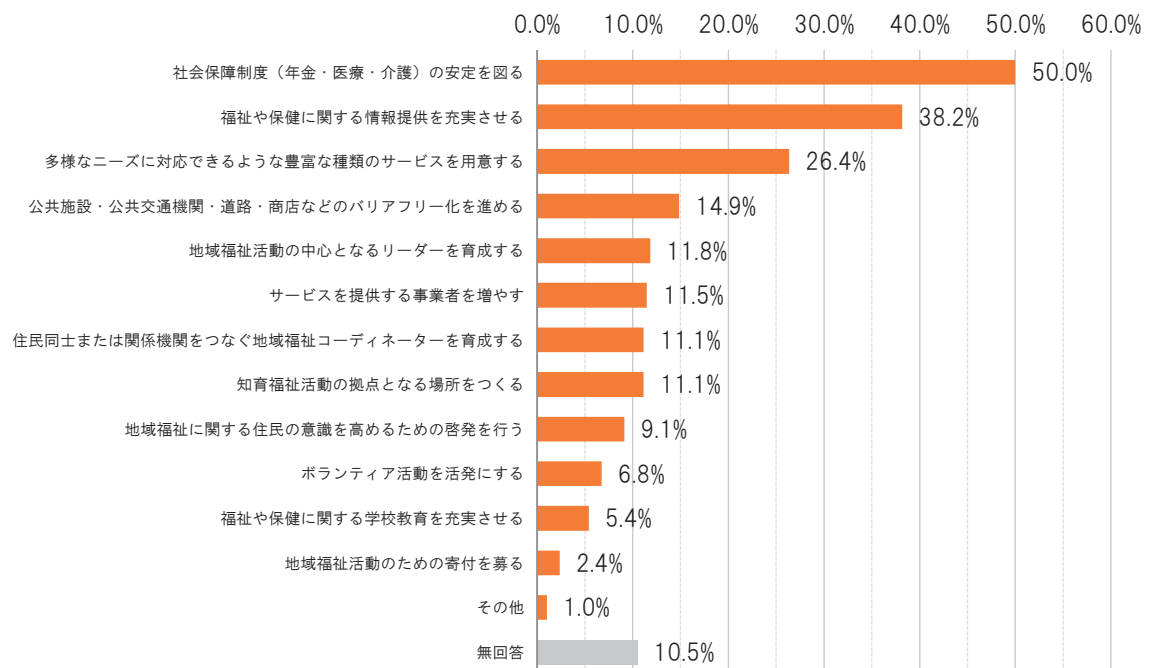
## 第2節 基本目標2：必要な支援が受けられる村づくり

### 1 福祉サービスの担い手の育成

地域福祉について考える場合、そのサービスの内容に目が行きがちですが、地域福祉活動の推進には地域の人材が必要不可欠です。一人ひとりが地域の力、担い手として、地域での様々な取組を連携させ、地域福祉活動のリーダー・コーディネーターとなる人材の育成を目指します。そのための地域福祉に関する講座等を行い、地域の団体同士、行政と地域との連携のもとでリーダーの育成に取り組みます。

これまであまり地域に関わりがなかった住民や若年層・働き盛りの世代に対して、様々な問題が身近なものであることを働きかけます。地域で子どもや支援が必要な高齢者等の見守り活動支援などの身近な取組をはじめ、様々なボランティア活動や地域福祉活動等への新たな参加を促進します。

#### ■ 住み慣れた地域で安心して生活するために必要なこと



【普代村地域福祉計画策定に関するアンケート調査 n = 296（複数回答可）】

#### ●自分や家族ができること

地域福祉活動に関心を持ち、積極的に参加するよう心がけます。

#### ●地域において取り組むこと

自治会などの地域団体にボランティア活動などに取り組みます。

#### ●社会福祉協議会が取り組むこと

研修会等の学習機会の提供を行い、広く住民に周知し、参加促進に努めます。

#### ●行政が取り組むこと

生活支援コーディネーターを設置（委託）し、住民ニーズとサービス・支援をつなぐ人材を育成します。

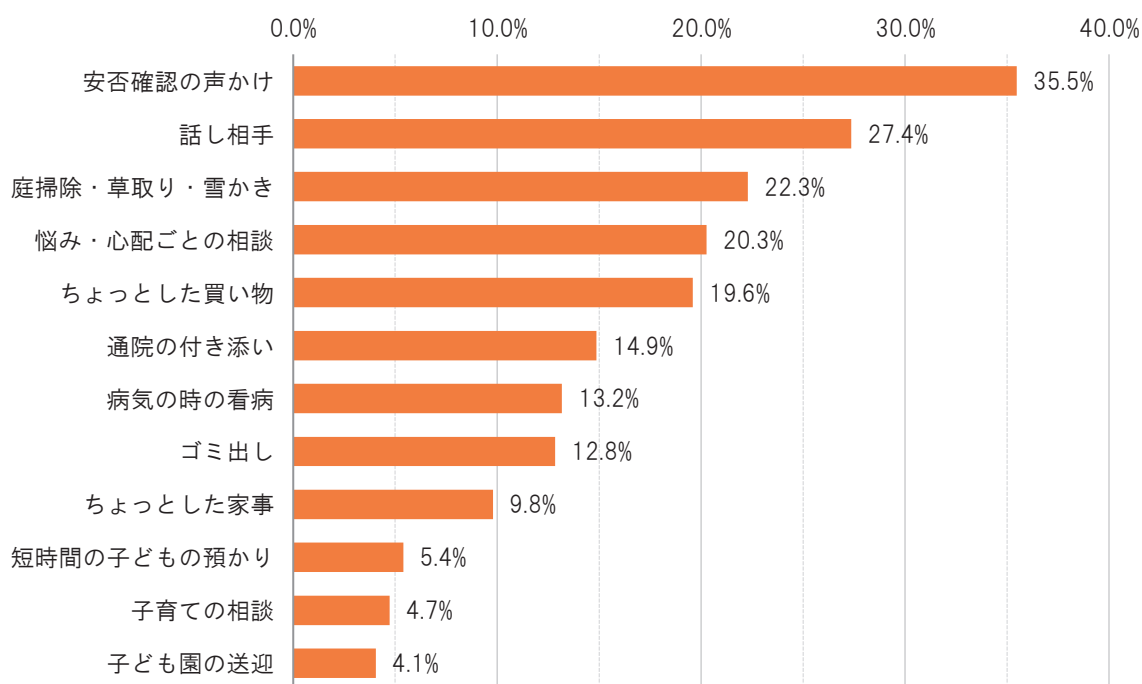
## 2 支援ニーズへの適切な対応

本村では、介護保険法や障害者総合支援法に基づく各種支援サービスなど、福祉サービスの充実に努めてきました。今後さらに、高齢者や認知症の人が増えていくことや、地域の理解に基づく、障がい者（児）の地域移行を進める観点から、よりきめ細やかな生活支援が求められています。

高齢者や障がい者に対する介護サービスや福祉サービスは、施設から在宅、さらには地域へという大きな流れがあり、本村では、高齢者やその家族に対する介護サービスをはじめ、子どもや子育て家庭に対する保健福祉サービス、障がい児やその家族に対する福祉サービス等、それぞれの計画に基づき様々なサービスを提供してきました。

こうしたサービスは、アンケート調査の結果にあるように、それぞれの多様なニーズに合わせてサービス提供基盤の整備を進め、必要とされるサービスが必要としている人に行き届く体制を整えることが重要です。特に、居住地区によるサービス利用の格差が発生しないよう配慮し、移動困難者への移動支援サービスの提供や生活交通の見直しなど、その利便性を高めることによって、サービス利用の地域間格差の解消を図ります。

### ■ 近所の人から手助けして欲しいこと



【普代村地域福祉計画策定に関するアンケート調査 n = 296（複数回答可）】

#### ●自分や家族ができること

サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用を心がけましょう。

#### ●地域において取り組むこと

福祉活動の担い手となり、地域でできる支援に積極的に取り組みましょう。



●社会福祉協議会が取り組むこと

地域のサービスニーズと既存のサービスのバランスをチェックするとともに、各種地域資源との連携を通じて、新しいサービスの充実に努めます。

●行政が取り組むこと

本村で策定した各種福祉計画の円滑な実施を推進するとともに、その進捗状況を確認し、常に村の現状に則した事業となるよう各計画の見直しに取り組みます。また、地域の多様なニーズを踏まえた適切なサービスの提供が行われるよう、社会福祉法人・福祉サービス事業者の育成に努めます。

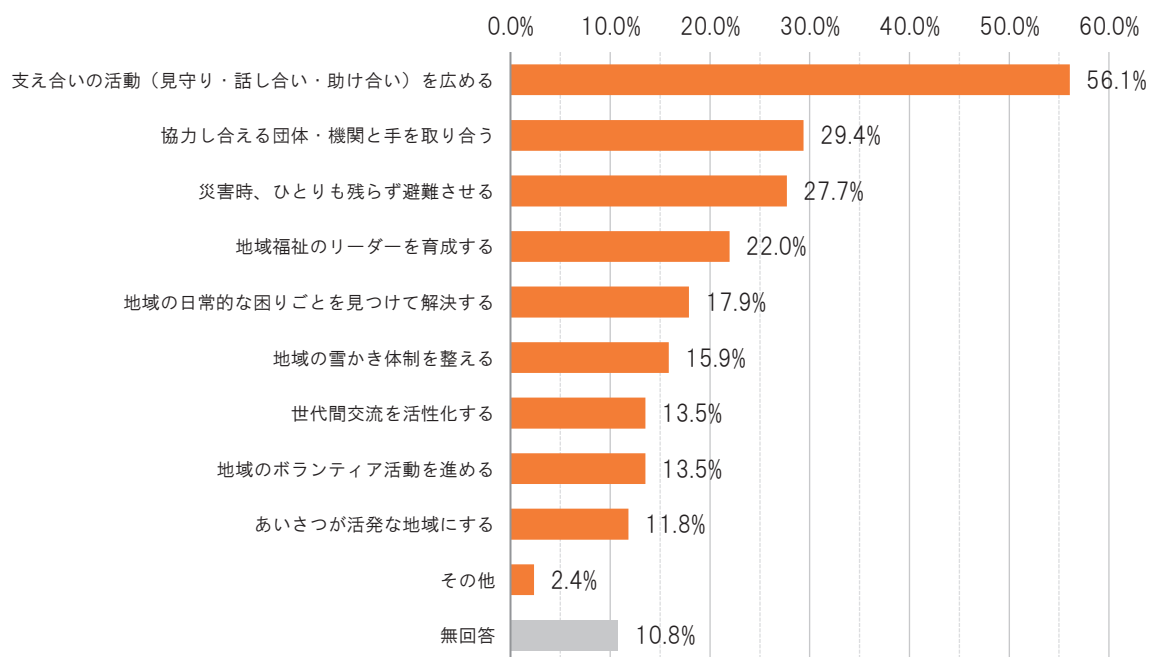
### 3 地域資源を活用したサービスの創出

地域の課題を解決する仕組みづくりを進めるためには、住民の支え合い・助け合いの意識の高揚を図ることが必要です。

また、様々な課題や福祉ニーズに対応するためには地域に根ざした福祉サービスを創出し展開する必要があります。障がい者や高齢者などにおいては、当事者団体が自立と社会参加のために自らが行う活動を支援することやボランティア等を育成し、福祉サービスの創出を支援するサポート体制づくりが必要です。

社会福祉協議会が現在実施している認知症カフェをはじめとしたサロン事業等の活動により支え合い・助け合いの意識の醸成に努め、新たな福祉サービスの創出に協力し支援するボランティア等を育成するために、ボランティア活動に参加する住民の拡大に努めます。

#### ■ 地域における福祉を充実させるために重要な取り組み



【普代村地域福祉計画策定に関するアンケート調査 n = 296（複数回答可）】

●自分や家族ができること

日常的に支え合い・助け合い活動に取り組みましょう。

●地域において取り組むこと

地域の福祉ニーズを把握するために各種地域活動に取り組みましょう。

●社会福祉協議会が取り組むこと

村内の福祉ニーズをしっかりと捉え、新たな福祉サービスの創出に向けて積極的に検討します。

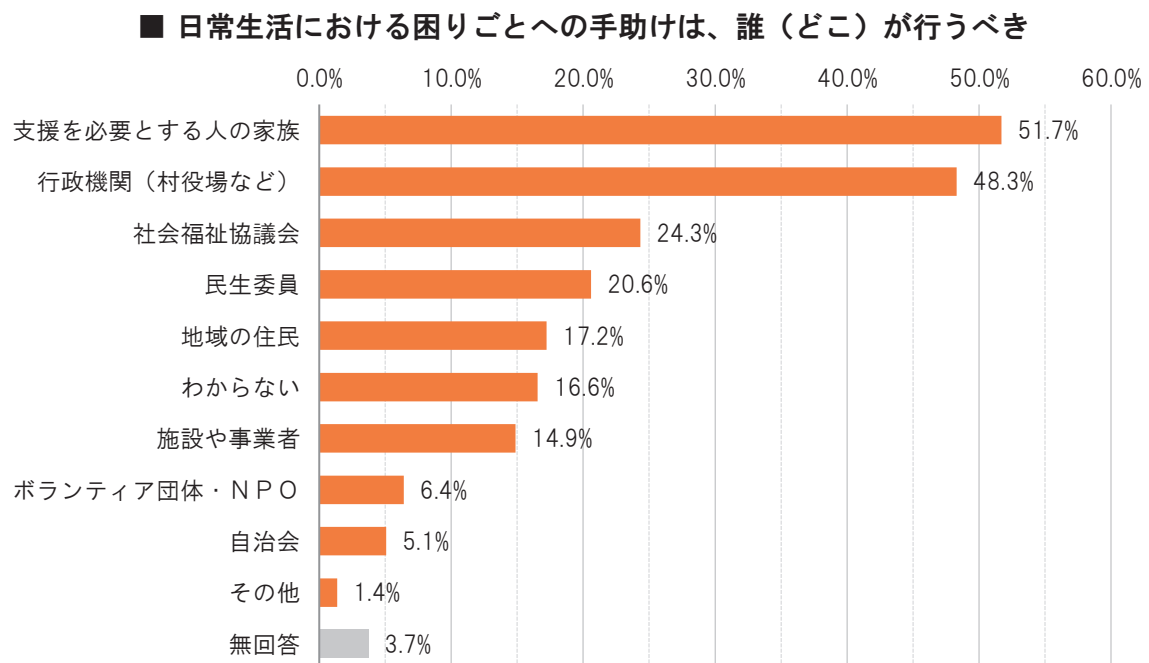
●行政が取り組むこと

現在、村から社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーターの設置や、認知症カフェ等の取り組みのように、国で取り組む制度等の推進に努め、社会福祉協議会と協働で村の実情に合わせた福祉サービスの創出に取り組みます。

### 第3節 基本目標3：安心して暮らし続けられる村づくり

#### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者、障がい者（児）、子育て世帯、生活困窮者等の支援を必要とする方々へのサービスや制度を通じた関わりは、行政や事業者が連携して行っていますが、その連携には部分的なものが多く、十分な連携体制といえるものではありません。アンケート調査によると、困りごとへの手助けは家族以外では「行政機関」「社会福祉協議会」「民生委員」等が担うべきとなっています。支援を必要とする方への多角的なアプローチや、継続的な支援を行うために、支援の担い手がしっかりと連携した、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を促進します。



【普代村地域福祉計画策定に関するアンケート調査 n = 296（複数回答可）】

#### ●自分や家族ができること

日常的なご近所づきあいの中で、相談できる関係をつくります。

#### ●地域において取り組むこと

地域で支援が必要な人の把握に努め、また、地域でできる支援策を話し合います。

#### ●社会福祉協議会が取り組むこと

支援の必要な方の把握に努め、関係機関と連携を図り、適切な支援へとつなげます。

#### ●行政が取り組むこと

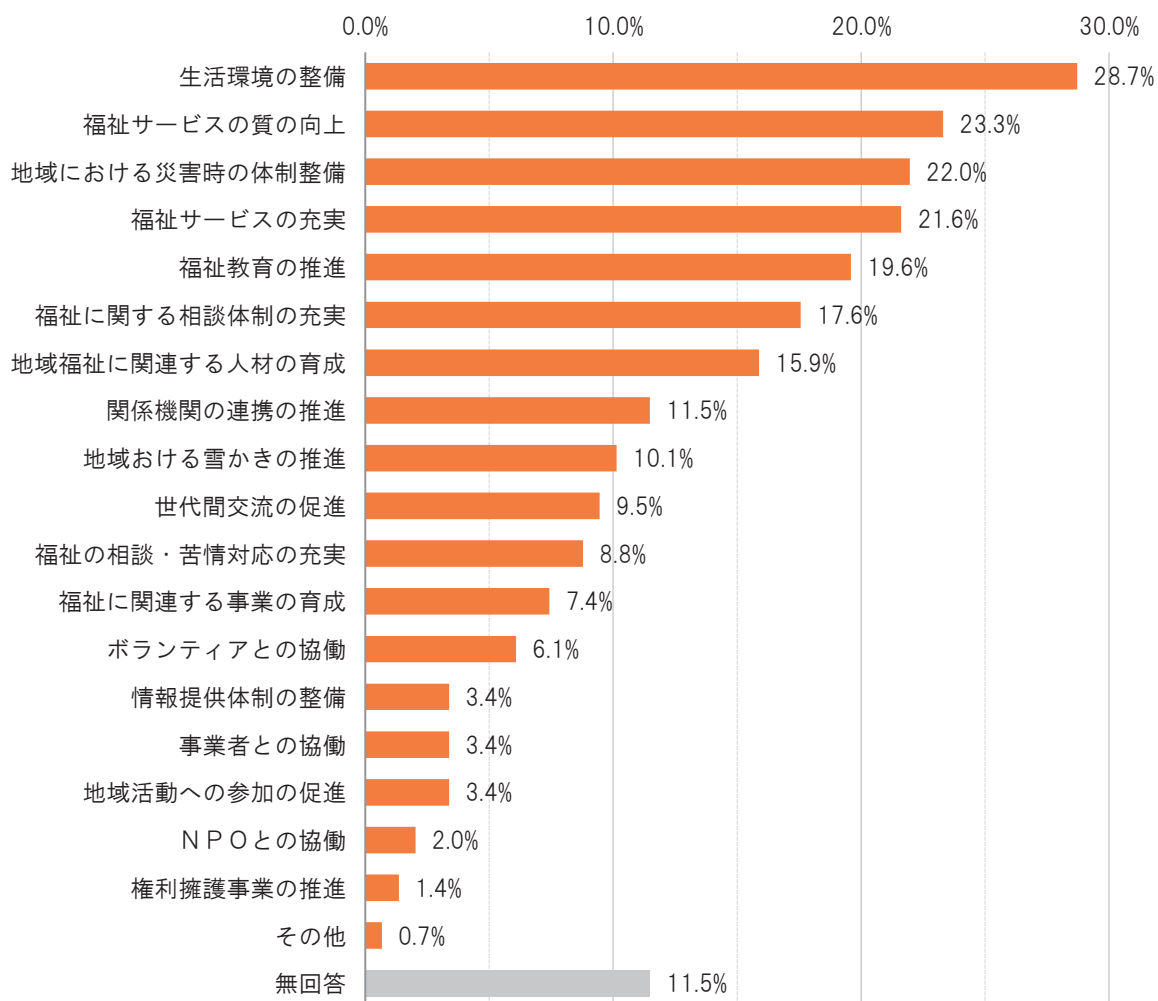
地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター等で、支援が必要な住民の個別ケースについて検討し、住民のニーズに沿った支援となるよう、体制の充実を図ります。

## 2 住みやすい生活環境の整備

アンケート調査の結果では、今後の地域福祉を充実させるために重要な取組として「生活環境の整備」が挙げられています。子どもから高齢者まで、すべての住民が住みなれた地域で安心して暮らし、それぞれの能力を活かしながら、趣味や学習、地域活動、レクリエーション活動など様々な活動に意欲的に参加できるようなハード面の環境整備が求められています。身近なところでは、公共施設や道路などの不便解消を図り、安全性と利便性が確保された施設・設備とする必要があります。物理的な障壁等を取り除くことに加え、制度的、社会的、そして心理的な障壁を取り除くことに努めるとともに、すべての人が快適に利用しやすい環境を整える「ユニバーサルデザイン」の考え方をまちづくりの視点として進めることが大切です。

将来も現在の住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、暮らしたいと思ってもらえるよう取組を実施していく必要があります。そのためにも、関係機関と連携した支援体制づくりを図り、特に高齢者や障がい者（児）や生活困窮者に対する支援体制の充実を推進します。

### ■ 地域福祉を充実させるために重要だと思う取組み



【普代村地域福祉計画策定に関するアンケート調査 n = 296（複数回答可）】

●自分や家族ができること

公共施設など皆が使う施設を大切に利用し、地域の交流を活発に行います。

●地域において取り組むこと

地域住民やボランティア等が施設設備の美化活動等の環境整備に連携して協力します。

●社会福祉協議会が取り組むこと

生活環境の実態調査を行い、安心して暮らし続けられる環境整備に必要なサービスの創出につなげます。

●行政が取り組むこと

地域の活動拠点となる集会施設や備品の整備を支援することにより地域住民の生涯学習、レクリエーション活動等の相互交流の場を確保し、コミュニケーションの活性化など地域福祉活動の振興及び発展を図ります。

### 3 福祉サービスの維持と質の向上

福祉サービスの維持はもとより、支援の必要な人の状況や多様化するニーズに応じてサービスの質の向上を図ることは、住民が安心してサービスが受けるためにも重要です。

高齢者も障がい者も、すべての人が、自分に合った適切なサービスを選択し、自己決定できるよう、必要な支援を行うとともに、福祉サービスの評価、意見収集体制の確立等を図り、福祉サービスの質の向上を目指します。そして、利用者がニーズに合った適切な福祉サービスを利用し、自分らしく自立して生活できる体制整備を推進します。

●自分や家族ができること

福祉サービスの質の向上に向けて高い意識を持ちます。

●地域において取り組むこと

福祉サービスの質の向上に向けて話し合い、関係各所へ発信します。

●社会福祉協議会が取り組むこと

福祉サービスに関する要望やニーズ、また苦情を含めた意見収集体制が確立されるように努めます。

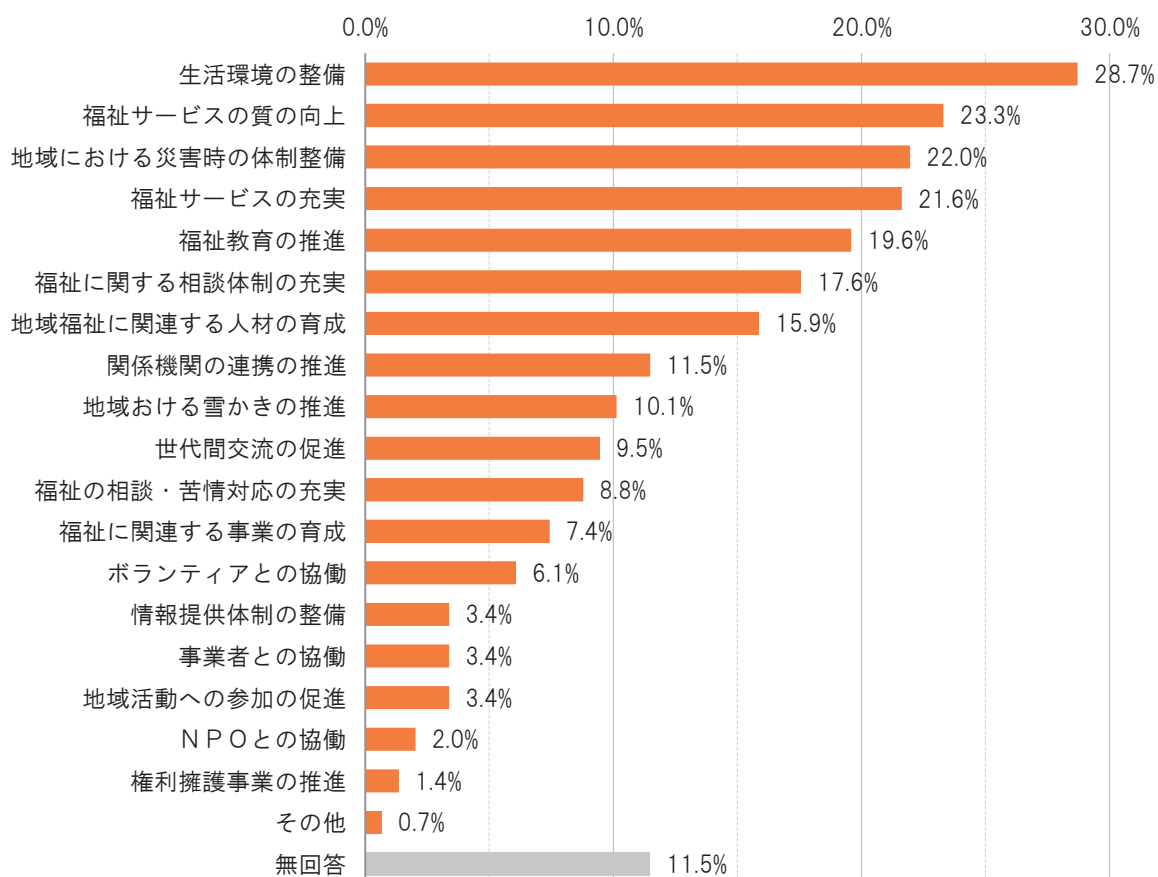
●行政が取り組むこと

事業者自らによるサービス評価はもちろん、第三者評価が積極的に活用されることで、福祉サービスの充実、人材育成を含め、サービスの質の向上が図られるよう、サービス評価への取組を促進します。

#### 4 地域連携体制の強化

社会福祉協議会では、社会福祉法において、地域福祉の推進の役割を担うことが明確化されており、多様なニーズに対する様々な福祉サービスを提供しています。今後、村民参加による事業展開を進める上で、村民の関心を高めていく必要があります。そのために、福祉事業者や行政と連携を図り、住民とつなぐコーディネーターの役割を果たし、村民参加による共同の地域福祉活動に取り組みます。

#### ■ 地域福祉を充実させるために重要だと思う取り組み



【普代村地域福祉計画策定に関するアンケート調査 n = 296（複数回答可）】

#### ●自分や家族ができること

社会福祉協議会や村が実施する地域福祉活動に積極的に参加します。

#### ●地域において取り組むこと

自治会等の地域団体として主体的に連携し、地域のニーズを発信します。

#### ●社会福祉協議会が取り組むこと

連携の中心団体として連絡調整に努め、あらゆるニーズへの対応を目指します。

#### ●行政が取り組むこと

これまでも補助金の給付や、民生児童委員協議会活動等、村と社会福祉協議会が連携し社会福祉事業に取り組んできましたが、地域福祉計画・地域福祉活動計画の共同策定を経て、さらに連携を強めて、一体的に計画を推進します。

## 5 生活困窮者自立支援の推進

近年、社会・経済状況の大きな変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や生活保護を受給する人が増加しています。近年の雇用状況の変化などにより、生活保護を含む社会保障制度の仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっていることから、生活保護受給に至る前の段階から早期に支援を行うことが求められています。

生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、失業者、多重債務者等に加え、これまでは福祉の対象となり難かったホームレス、ひきこもり、虐待、雇用が不安定な労働者といった新たな社会的課題への対応が早急に求められるようになってきました。

このように多様で複合的な課題を抱えながらも必要な支援を受けられない状態にある人たちの支援のため、自立支援相談窓口を広く周知し、関係機関・関係団体との連携を図りながら支援を実施していくことが重要となっています。

### ●自分や家族ができること

生活で困ることがあったら、各種相談窓口にご相談し自立した生活ができるよう努めます。また、他に生活困窮者がいた場合、速やかに民生委員等や行政につなげ、住民同士の普段の関わり合いの中で、生活困窮者を支援します。

### ●地域において取り組むこと

地域資源を活用し、新たな就労の場の創出を検討するなど、行政と連携し生活困窮者支援に取り組みます。

### ●社会福祉協議会が取り組むこと

地域とのネットワークを活用し、支援を必要としている人やニーズの把握に努めます。

### ●行政が取り組むこと

広報誌などで、生活困窮者自立支援相談窓口の周知に努めます。生活困窮者を把握し、自立支援への支援につなげるため、関係機関との連携に努めます。また、関係機関・関係団体とのネットワーク強化を図り、就労相談体制の充実や適切な就労支援を促進します。

## 6 権利擁護の推進

福祉サービスは誰でも気軽に利用できるものでなければなりません。実際には、どの事業所のサービスが良いのか分からない、判断能力が不十分な人は利用できない等、必ずしも利用しやすいものとはなっていません。利用者本位という考えからすれば、福祉サービスの種類だけでなく、サービスの質についても分かるような情報提供が必要です。

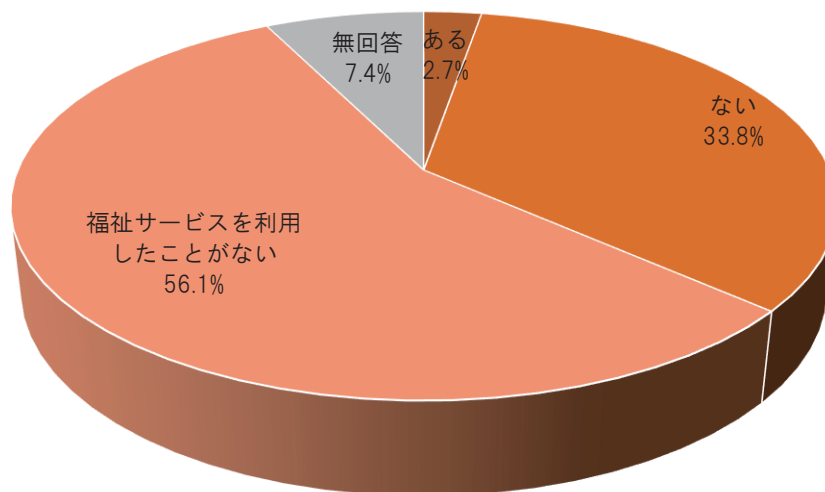
アンケート調査によれば、不満や疑問を感じた割合は低いものになっていますが、事業者側からの部分的な情報しかなく、本当にそのサービスが良いのか悪いのか分からないままサービスを選んでいる場合もあります。

今後は利用者が事業者などを比較検討できるよう、事業者の積極的な情報提供を促進する必要があります。また、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人に対しては、民法上の成年後見制度のほか、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）が岩手県社会福祉協議会によって実施されており、今後も引き続き事業の普及・啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

一方、福祉サービスをいざ利用してみると、事前に聞いていた内容と違っていたり、思いもかけない対応に不快になったり、不満を感じたりすることも考えられます。そのような場合は、まず、サービスを提供している事業者との話し合いで解決していくことが望まれますが、中には事業者との話し合いで解決できなかったり、直接苦情を言い難かったりするなど、話し合いができない場合も考えられます。そのような場合には、岩手県社会福祉協議会に設置されている「福祉サービス運営適正化委員会」に相談して解決を求めることが可能です。また、介護保険サービスについては、村や久慈広域連合、岩手県国民健康保険団体連合会に苦情の申し出をすることも認められています。

このような苦情解決体制が整備されていることを周知し、迅速な問題解決を実現するとともに、それらの苦情をもとにさらにサービスの質の向上を図ることが望まれます。

### ■ 福祉サービスを利用したときに、説明された内容と違ったり、不満や疑問を感じたことはありますか



【普代村地域福祉計画策定に関するアンケート調査 n = 296（複数回答可）】

#### ● 自分や家族ができること

成年後見制度や日常生活自立支援事業などの相談機関についての情報を確認します。



●地域において取り組むこと

サービス事業者に関する情報や苦情・相談機関についての情報の共有化を図ります。

●社会福祉協議会が取り組むこと

岩手県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に協力し、利用者と日常生活自立支援事業の支援員との連絡調整に努めます。

●行政が取り組むこと

成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決の仕組みの周知を図り、適切なサービス利用を促進します。また、支援を必要とする住民が確実に制度を活用できるよう、関係機関との検討を随時行い、必要と判断される場合は成年後見申し立てを村長が行います。



# 第6章 社会福祉協議会の取り組み (第2次普代村地域福祉活動計画)

## 第1節 計画づくりの趣旨

普代村においては、急速に進む人口減少と少子高齢化に伴い、高齢者単身世帯や要支援者、要介護者の増加が大きな課題になっております。一方、現行の公的な福祉制度、サービスでは要支援者のニーズに対応できない生活課題も生じてきている等の状況が見受けられます。

このような課題に対して、地域にある団体や組織と協力・連携し、様々な生活課題に地域全体できめ細かく取り組む仕組みや、福祉サービスを利用しやすい環境づくりなどを公民協働のもとに進めていく必要があります。

これまで取り組んできた事業の成果を継承しながら、必要な事業を開拓し、地域住民が互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進め、普代村に住む全ての人々が安心して生き生きと暮らせる村づくりを目指し、「第2次普代村地域福祉活動計画」を策定しました。

## 第2節 基本目標と基本項目

私たち住民一人ひとりが、福祉への関心を広げ、自ら考え行動する「支え合い」の精神を持って、協働で地域福祉の推進を図ります。

一人ひとりでは不可能な事でも、同じ思いの人たちと協働し行動することで、新たな地域福祉活動が生まれ、薄れつつある地域のつながりを再び復活させることができるものと考えます。

地域のつながりの中で皆が社会に参画し、健やかに自立した生活を送ることができ、さらに介護を必要とする状態となっても住み慣れた地域社会の中で安心して生活を送ることができるよう支援するとともに、「支え合い」に誇りを持てるよう、より良い地域社会の実現を目指します。

### 《基本目標》

みんなで支え合い、健やかに安心して暮らせる村づくり

### 《基本項目》

- 基本項目1 地域福祉の推進体制づくり
- 基本項目2 住民意識の醸成と啓発
- 基本項目3 住民参加・参画による地域福祉活動の促進
- 基本項目4 支援活動の推進
- 基本項目5 社会福祉協議会の機能強化

### 第3節 取り組みの体系

#### 基本項目1 ①地域福祉の推進体制づくりにおける取り組み

安心して自立した生活を送れるよう、適切な在宅福祉サービスや福祉活動をさらに充実させることを目指します。

取り組みの柱	取り組み	事業・活動
1 高齢者支援の推進	信頼され、満足される質の高い適切なサービス提供に努めます。 また、できる限り介護を必要としない状態を維持していくために、介護予防の取り組みや、高齢者の多様性や自発性を尊重した取り組みも進めていきます。	1 生活支援サービスの実施 2 移送サービス事業の実施 3 配食サービス事業の実施 4 サロン活動への参加 5 当事者団体事務協力の実施
2 障がい者支援の推進	安心して自立した生活ができるよう支援していきます。	1 移送サービス事業の実施 2 配食サービス事業の実施 3 サロン活動事業へのお誘い 4 当事者団体事務協力の実施
3 児童健全育成・子育て支援の推進	関係機関の協働による健全育成と、子育て支援事業の取り組みを行います。	1 主任児童委員を中心とした、学校、認定こども園等関係機関との連携 2 子ども食堂の開設
4 その他の分野における支援の推進	迅速な発見と、援護・援助に結びつけるよう取り組みます。	1 地域包括支援センター、民生児童委員協議会等との連携

基本項目1 ②地域福祉の推進体制づくりにおける具体的な事業・活動内容

取り組みの柱	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
高齢者支援の推進	生活支援サービス事業の実施	○	○		継続	行政、地域包括支援センター
	移送サービス事業の実施	○			継続	介助・運転ボランティア
	配食サービス事業の実施	○			継続	配食ボランティア
	サロン活動への参加	○	○		継続	各サロン活動主催者
	当事者団体事務協力の実施	○			継続	
障がい者支援の推進	移送サービス事業の実施	○			継続	介助・運転ボランティア
	配食サービス事業の実施	○			継続	配食ボランティア
	サロン活動事業へのお誘い	○			継続	各サロン活動主催者
	当事者団体事務協力の実施	○			継続	
児童健全育成・子育て支援の推進	主任児童委員を中心とした、学校・認定子ども園等関係機関との連携		○		2024	民生児童委員協議会・主任児童委員
	子ども食堂の開設	○			2028	食生活改善推進員・民生児童委員協議会
その他の分野における支援の推進	地域包括支援センター・民生児童委員協議会等との連携	○			継続	地域包括支援センター・民生児童委員協議会

※財源欄の「自主」：会費収入、寄付金収入、共同募金配分金収入、介護保険収入等

## 基本項目 2 ①住民意識の醸成と啓発における取り組み

福祉意識の醸成や課題を把握し、様々な手段を用いて情報の提供等を行い、福祉に対する地域住民の理解と参加をすすめます。

取り組みの柱	取り組み	事業・活動
1 調査活動の実施	福祉意識の現状及び課題等の把握のため、アンケート調査や生活環境の調査を行います。	1 住民福祉意識調査の実施 2 生活環境調査の実施
2 情報提供・啓発（広報）活動の推進	地域住民の理解と参加を促すため、さまざまな手段を用いて、福祉活動等の情報提供や地域に出向いた座談会、福祉講座を開催します。	1 社協だよりの発行 2 ホームページの活用 3 福祉座談会や福祉講座の開催 4 講演会・フォーラムへの参加
3 福祉学習（教育）の推進	福祉への理解と関心を高めるために、体験教室や地域における福祉学習の機会を作ります。	1 村内小・中学校への助成 2 ボランティア体験教室の開催 3 各校担当者との連絡会の開催 4 福祉団体連絡会の開催
4 ニーズキャッチシステムの推進	多種多様な地域ニーズを発見・共有し援助活動に結びつけていきます。	1 地域ケア会議への参加 2 関係者連絡会・検討会の実施 3 生活支援コーディネーター設置事業受託

基本項目2 ②住民意識の醸成と啓発における具体的な事業・活動内容

取り組みの柱	内 容	財 源			実 施 年 度	主な協力・助成団体
		自 主	補助金	受託金		
調査活動の実施	住民福祉意識調査の実施	○			継続	民生児童委員
	生活環境調査の実施	○			2025	民生児童委員
情報提供・啓発 (広報)活動の 推進	「社協だより」やホームページ等での福祉サービス情報の提供	○	○		継続	
	福祉座談会や福祉講座の開催	○			継続	民生児童委員・地区行政連絡員
	講演会やフォーラムへの参加	○			継続	
福祉学習（教育）の推進	村内小・中学校への助成の実施	○			継続	村内小・中学校
	ボランティア体験教室の実施	○			2026	村内小・中学校
	各校担当者との連絡会の開催	○			継続	村内小・中学校
	福祉団体連絡会の開催	○			2025	事務受託福祉団体
ニーズキャッチシステムの推進	地域ケア会議への参加	○			継続	行政
	関係者連絡会・検討会の開催	○			継続	行政
	生活支援コーディネーター設置事業受託			○	継続	行政

※財源欄の「自主」：会費収入、寄付金収入、共同募金配分金収入、介護保険収入等

### 基本項目 3 ①住民参加・参画による地域福祉活動の促進における取り組み

住民参加による地域福祉を高めるための活動を推進するため、各種講座の開催や関係機関とのネットワークの構築を図ります。

取り組みの柱	取り組み	事業・活動
1 小地域福祉活動の推進	「人と人とのつながり」を大事にした活動を展開していきます。	1 サロン活動における各種講座の開催 2 ふれあいいきいきサロン活動の普及推進 3 サロングループへの活動費助成
2 ボランティアセンターの機能強化	潜在化したニーズ、ボランティア活動者の発掘、各種ボランティア講座の開催と情報提供を行うとともに、関係機関等との円滑な連携に向けた、協働体制づくりを進めます。	1 ボランティア団体連絡協議会の結成支援 2 ボランティア活動の相談・登録・斡旋機能の充実
3 地域生活支援ネットワークづくりの推進	当事者、地域の関係者間におけるネットワークづくりに必要な調整や働きかけの支援を進めていきます。	1 各種講座の開催
4 当事者の組織化・支援活動の推進	当事者の組織化と支援活動の取り組みと併せ、当事者自らの参画も進めていきます。	1 当事者組織化と支援活動の推進



基本項目3 ②住民参加・参画による地域福祉活動の促進における具体的な事業・  
活動内容

取り組みの柱	内 容	財 源			実 施 年 度	主な協力・助成団体
		自 主	補助金	受託金		
小地域福祉活動の推進	サロン活動における講座の開催	○			継続	各サロン活動主催者
	ふれあいいいきサロン の普及	○			継続	各サロン活動主催者
	サロングループへの活動助成	○			継続	
ボランティアセンターの機能強化	ボランティア団体連絡協議会の結成支援	○			2024	民生児童委員
	ボランティア活動の相談・登録・斡旋機能の充実	○			継続	地域住民
地域生活支援ネットワークづくりの推進	各種講座の開催	○			継続	行政、関係機関
当事者の組織化・支援活動の推進	当事者組織化と支援活動の推進	○	○		継続	民生児童委員、地域包括支援センター

※財源欄の「自主」：会費収入、寄付金収入、共同募金配分金収入、介護保険収入等

#### 基本項目 4 ①支援活動の推進における取り組み

生活上の困りごとを助け合い、支える地域社会を築くため、様々な社会資源を活用した支え合いの仕組みづくりを進めます。

取り組みの柱	取り組み	事業・活動
1 相談体制の整備と機能の強化	様々な手段を用いて、相談事業の周知を進め、身近なところで相談に対応できる体制づくりを目指します。	1 心配ごと相談所の設置 2 各種専門相談所・相談員招聘 3 相談員研修会の開催
2 権利擁護事業の推進	様々な手段を用いて、地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の周知を図ります。	1 ケース会議の開催
3 苦情解決・リスクマネジメント体制の整備と機能の強化	個人情報管理には十分注意しつつ、福祉サービスに対する意見や苦情の申し出をしやすい環境づくりに取り組みます。	1 意見箱の設置等による情報提供・収集体制の整備
4 地域ケアネットワーク体制の整備	関係機関相互の機能と役割の共通理解をすすめ、関係機関、団体等が連絡調整できる場の確保と組織化を目指します。	1 連携体制の強化 2 各相談窓口との連携の強化 3 情報の共有化と連携 4 生活支援ボランティア組織の立ち上げ

基本項目4 ②支援活動の推進における具体的な事業・活動内容

取り組みの柱	内 容	財 源			実 施 年 度	主な協力・助成団体
		自 主	補助金	受託金		
相談体制の整備と機能の強化	心配ごと相談所の設置	○			継続	民生児童委員
	各種専門相談所・相談員招聘 相談員研修会の開催		○		継続	行政・地域包括支援センター
権利擁護事業の推進	ケース会議の開催	○			継続	行政・地域包括支援センター
苦情解決・リスクマネジメント体制の整備と機能の強化	意見箱の設置等による情報提供・収集体制の整備	○			継続	
地域ケアネットワーク体制の整備	連携体制の強化	○			継続	行政、地域包括支援センター、民生児童委員協議会
	各相談窓口との連携の強化	○			継続	行政、地域包括支援センター、民生児童委員協議会
	情報の共有化と連携	○			継続	行政、地域包括支援センター、民生児童委員協議会
	生活支援ボランティア組織の立ち上げ	○			2025	各ボランティア団体会員、住民

※財源欄の「自主」：会費収入、寄付金収入、共同募金配分金収入、介護保険収入等

## 基本項目 5 ①社会福祉協議会の機能強化における取り組み

地域住民や関係団体等から信頼され、責任ある法人として適切な事業運営を図るため、職員の資質向上と経営基盤を強化します。

取り組みの柱	取り組み	事業・活動
1 民間組織としての推進体制・運営基盤の強化	住民への情報提供及び関係機関と情報を共有し、協働、連携を進めていきます。 また、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間組織として適切な経営と運営基盤を強化・持続し、評議員会、理事会及び監査会を開催していきます。	1 広報紙、ホームページの活用 2 行政、地域包括支援センター、民生児童委員協議会、福祉活動を行う者等との連携・協働の実施 3 評議員会の開催 4 理事会の開催 5 監査会の開催
2 財政基盤の強化	会費・寄附金の充実のため、啓発活動を行うとともに、民間資金（助成）の積極的な活用、共同募金委員会の運営を推進します。	1 会員全戸加入促進 2 各種民間資金（助成）の活用 3 共同募金委員会の運営 4 資金の活用状況の報告
3 専門性を高めるための人材育成	研修会等への積極的な参加を促進し、さまざまな問題に適正に対応できる人材育成を行うとともに、事業展開に即した職員の適正配置を進めていきます。	1 事務局組織体制の充実 2 計画的な職員研修の実施
4 情報開示の推進	情報開示の推進と併せ、個人情報情報の管理に万全を期します。	1 開示用資料の作成・準備
5 地域福祉活動計画の推進	地域福祉活動計画の進捗状況を点検・評価し、見直す体制を整えます。	1 計画の進行管理

基本項目5 ②社会福祉協議会の機能強化における具体的な事業・活動内容

取り組みの柱	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
民間組織としての推進体制・運営基盤の強化	広報紙、ホームページの活用	○			継続	
	行政、地域包括支援センター、民生児童委員協議会、福祉活動を行う者等との連携・協働の実施	○			継続	行政、地域包括支援センター
	評議員会の開催	○	○		継続	
	理事会の開催	○	○		継続	
	監査会の開催	○	○		継続	
財政基盤の強化	会員全戸加入促進	○			継続	
	各種民間資金（助成）の活用	○			継続	各種助成民間団体
	共同募金委員会の運営	○			継続	県共同募金会村共同募金委員会
	資金の活用状況の報告（広報）	○			継続	
専門性を高めるための人材育成	事務局組織体制の充実		○		継続	行政
	計画的な職員研修の実施	○			継続	
情報開示の推進	開示用資料の作成・準備	○			継続	
地域福祉活動計画の推進	計画の進行管理	○			2026	地域福祉活動計画策定委員会

※財源欄の「自主」：会費収入、寄付金収入、共同募金配分金収入、介護保険収入等



# 第7章 普代村成年後見制度利用促進基本計画

## 第1節 計画の策定にあたって

### 1 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症高齢者や障がい者など判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う成年後見人等を選任する制度であり、平成28(2016)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、国ではこれまでの取組と、さらにノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされたところです。

また、平成29(2017)年3月に、法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

このことを受けて、久慈市、洋野町、野田村、普代村の久慈地域4市町村では、平成28(2016)年12月に久慈地域成年後見センター(以下「センター」という。)を共同設置し、令和3(2021)年3月に久慈圏域成年後見制度利用促進基本計画(以下「広域促進計画」という。)を策定しました。

村では、広域促進計画を踏まえ、村の実情に応じた成年後見制度の利用促進に取り組むこととし、地域福祉計画と一体的に「普代村成年後見制度利用促進基本計画」を策定いたします。

### 2 成年後見制度の趣旨及び内容

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることにより判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの介助のために介護などのサービス利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭う恐れもあります。

成年後見制度とは、このような判断能力の不十分な方々を、成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為などを行うことにより、本人の権利擁護支援を図る制度です。

成年後見制度は、大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見にはさらに、「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型があり、家庭裁判所への手続により、本人の判断能力の程度に応じて審判により類型が決定されます。必要に応じて、申立後に家庭裁判所が鑑定を行うことがあります。

また、選任される成年後見人等については、第三者である専門職が成年後見人等になる場合や、家族などが親族後見人として選任される場合、この他にも、同時に複数人が成年後見人等となる複数後見やリレー式後見といった多様な方法があります。

### 3 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、「第2次普代村地域福祉計画」と一体的に策定するものです。

### 4 計画の期間

本計画は、「第2次普代村地域福祉計画」の計画期間と整合性を図り、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化や関連計画の整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 5 現状と課題

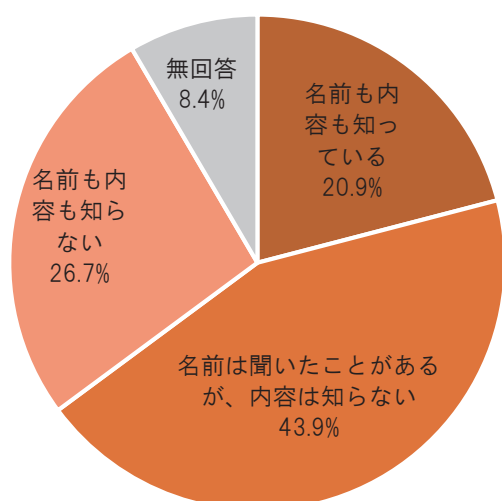
地域福祉計画策定に関するアンケートによれば、「成年後見制度について知っていますか」の質問に対して「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」は43.9%、「名前も内容も知らない」は26.7%となっており、約7割が内容を知らないという状況となっています。

また、アンケートの「久慈地域成年後見センターを知っていますか」の質問に対して「知らない」が83.8%と「知っている」（10.5%）を大きく上回り、認知度が低い状況となっています。

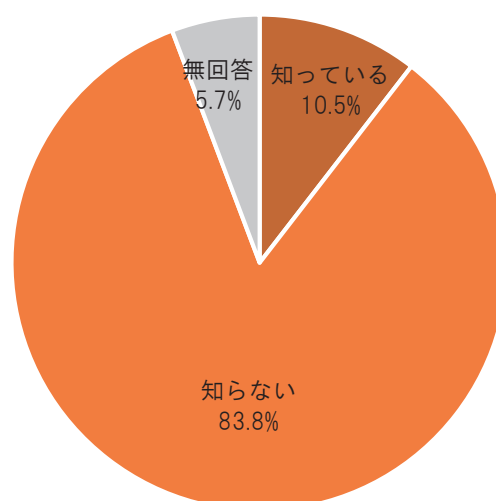
一方で、村の少子高齢化は進展し、高齢者のみ世帯が増加しており、認知症の症状を有する方が増加することが予測されます。

このことから、成年後見制度の周知と利用しやすい体制の整備が求められています。

■ 成年後見制度について知っていますか



■ 久慈地域成年後見センターを知っていますか





## 第2節 計画の基本的な考え方と具体的取組

### 1 基本理念

「住み慣れた地域で、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」

広域促進計画の基本理念を継承し、成年後見制度の利用に関する現状と課題、また法の趣旨を踏まえ、権利擁護支援の地域連携ネットワークを柱に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民の権利や利益が守られるまちづくりを行います。

### 2 基本目標及び実施計画

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの「基本目標」を掲げ、その方向性を明らかにし「実施計画」を定め、総合的な施策の展開を推進します。

#### 基本目標1 成年後見制度の利用支援

- 実施計画1-1 相談体制の充実
- 実施計画1-2 普及啓発の推進
- 実施計画1-3 審判請求費用及び報酬費用に対する助成

#### 基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 実施計画2-1 地域連携ネットワークにおける関係者等の役割と連携
- 実施計画2-2 実施体制の整備等
- 実施計画2-3 成年後見人等の確保と市民後見人の育成

#### 基本目標3 利用者がメリットを実感できる制度の運用

- 実施計画3-1 利用者の把握と早期発見・早期支援
- 実施計画3-2 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実
- 実施計画3-3 後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供

### 3 実現に向けた具体的取組

#### 基本目標1 成年後見制度の利用支援

センターが令和元(2019)年に実施したアンケート調査の結果、成年後見制度は、福祉分野の従事者には一定程度認識がされていますが、地域住民の認知度は低いと思料されることから、センターを中核機関として位置づけ、相談支援体制の充実と住民の方々も権利擁護支援を身近に感じることができるよう、制度の普及・啓発活動の強化を図ります。

##### 実施計画1-1 相談体制の充実

権利擁護に関する相談に際し、センターと連携して成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他の行政サービスについて総合的に対応します。また、相談支

援事業所の相談支援専門員、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携し、よりきめ細やかな相談体制の整備に努めます。

#### 実施計画 1-2 普及啓発の推進

制度啓発のため、センターによる市民セミナーの開催や、事業所や地域において出前講座等の講習会が活発に行われるよう、広報活動に努めます。また、地域住民への制度の普及啓発を行い、成年後見制度が権利擁護支援における重要な手段のひとつであるとの認識を広めます。

成年後見制度の適切な周知や普及に不可欠である、保健・医療・介護・福祉サービスの専門職や事業者等から地域住民への支援が行われるよう、成年後見制度の研修を行います。

#### 実施計画 1-3 審判請求費用及び報酬費用に対する助成

身寄りがいないなどの理由で親族等による法定後見の申立ができない方について、センターの周知のほか、首長申立てによる後見等の申立てを適切に行うことで、成年後見制度の利用が必要な人を制度利用につなげます。

また、成年後見制度利用支援事業による申立て費用の助成及び親族以外の第三者に対する後見報酬等の助成を行うことで、利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

### 基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

住民や地域とともに、家庭裁判所、専門職団体、関係機関、行政等が相互に連携・協力し支援を行い、効果的に成年後見制度の利用を促進します。

地域連携ネットワークでは、中核機関であるセンターを久慈地域成年後見ネットワーク会議の司令塔として、保健・医療・福祉の支援ネットワークを活かすとともに、新たに家庭裁判所など司法との連携や市民後見人の養成に努め、成年後見制度における支援の仕組みをつくります。

#### 実施計画 2-1 地域連携ネットワークにおける関係者等の役割と連携

行政、家庭裁判所のほか、専門職団体には、直接相談や支援を担うなどの役割があります。また、医療・福祉専門職（医療機関、保健師、社会福祉士、介護支援・相談支援専門員、サービス事業者等）においても、日常的な業務の中から制度利用が必要な人を発見し、制度利用支援の窓口へつなぐ役割が期待されます。

また、住民や地域としては、地域活動を行う民生委員・児童委員、自治会等とともに、民間企業（電気事業者・金融機関等）においても、地域での日常の見守りや気づきから制度利用支援の窓口へつなぐ役割が期待されます。

このような、既存の各分野や地域での活動を活かしつつ、新たな連携を図ることにより、支援に必要な住民に制度利用がいきわたる体制を整備します。

## 実施計画2-2 実施体制の整備等

中核機関であるセンターを中心に、関係機関の連携を図り、制度利用が必要な住民をいち早く把握し、成年後見制度の適切な利用を促進します。

- ・センターのコーディネートのもと、成年後見人等支援のため家庭裁判所との適切な情報連携、成年後見制度に関する相談窓口、制度利用促進に関する広報活動を行います。
- ・久慈地域成年後見ネットワーク会議を協議会機能として運営し、サービス事業者や関係機関との連携を図ります。
- ・困難事例等の検討や、研修会開催、権利擁護推進のため関係機関との情報交換等を行い、新たな課題や多様化するニーズについて協議し、支援体制の確保、充実に努めます。
- ・適切な制度の利用に関する実務の向上のため、センターのコーディネートにより、個々のケースへの助言などの情報共有及び受任調整会議等を行います。
- ・本人の意向及び尊厳から、適切な制度利用となるよう多職種での運用に関する検討を行うなどにより、必要に応じ適切な支援のための見直しを行います。
- ・成年後見人等に関するデータを把握し分析するとともに、成年後見に関するニーズ調査や福祉に関するアンケート調査を定期的実施します。

## 実施計画2-3 成年後見人等の確保と市民後見人の育成

住民の地域貢献ニーズを掘り起こし、養成研修とともに継続的なフォローアップ研修等を行い、より多くの市民後見人を養成できるよう努めます。また、市民後見人の活動促進に関して、家庭裁判所との協議を進めます。

## 基本目標3 利用者がメリットを実感できる制度の運用

福祉関係者や地域住民等に対して成年後見制度の周知や啓発を行い、制度未利用の認知症高齢者等が早期に成年後見制度の利用へつながり、適切に本人の財産管理や契約行為等が行われるよう体制を整備します。

また、市民後見人の養成を行うとともに、地域で信頼される制度として安心して利用され、地域で本人を支えていくことができる仕組みの構築を目指します。

併せて、家庭裁判所と連携し、地域連携ネットワークにおけるチームでの対応や支援を行う中で不正の未然防止や早期発見へつなげます。

## 実施計画3-1 利用者の把握と早期発見・早期支援

医療や福祉関係者、関係機関や金融機関を含む民間事業者等との地域でのネットワークにより、利用者を早期に把握し本人のニーズに合った制度支援を行います。

## 実施計画3-2 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実

成年後見人等が制度利用者に対し、身上保護と見守りを行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービス

が提供されるよう、チームによる支援を行います。

また、適切な成年後見人等の選任のもと、本人を地域連携ネットワークにおけるチームで支えることにより、不正の未然防止を図ります。

### 実施計画 3-3 後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供

適切な後見類型等の選択や速やかに必要な制度利用につなげられるよう権利擁護支援対応の向上を図り、他の公的サービス等と連動した一体的な提供により、社会福祉協議会で行われている「日常生活自立支援事業」から、認知症や障がいの程度に応じてスムーズに成年後見制度への移行を目指します。

# 資料編

## 【資料 1：普代村の地域福祉に関するアンケート調査結果】

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の目的

誰もが健やかに安心して暮らせる社会を築いていくためには、地域住民がお互いに助け合う村づくりが必要となっており、その実現を目的として普代村では地域福祉計画、普代村社会福祉協議会では地域福祉活動計画を策定することとなりました。

この2つの計画は同じ理念のもとに一体的に策定するもので、地域福祉計画は地域の福祉全体の推進を目的とした計画、地域福祉活動計画は具体的な仕組みを定める計画となっています。

普代村の実状に沿った計画を策定するためにアンケート調査を実施しました。

#### (2) 調査の対象

令和5（2023）年7月1日時点において普代村に居住する18歳以上の村民755名（無作為抽出）

#### (3) 調査期間

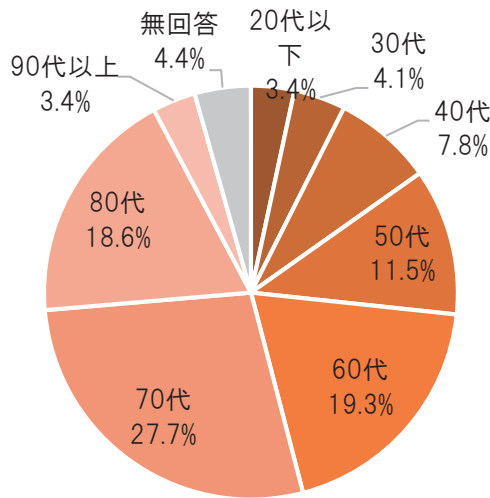
令和5（2023）年7月26日～同年8月26日

#### (4) 回収結果

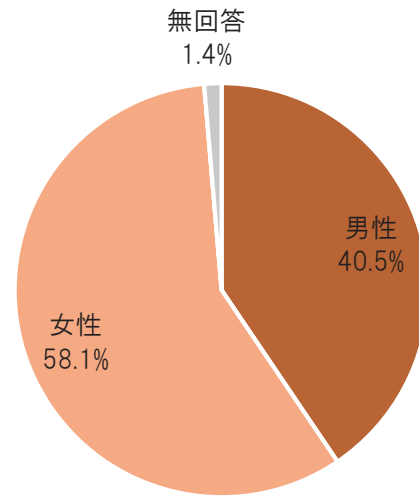
対 象	配布数	回収数	回収率
村民（10代）	15件	10件	66.67%
村民（20代～90代）	740件	286件	38.64%
合 計	755件	296件	39.20%

## 2 調査の結果

### ■年齢



### ■性別



### ■居住地区

区分	回答数	割合(%)
1 堀内	42	14.2
2 太田名部	38	12.8
3 上区	35	11.8
4 白井	33	11.1
5 黒崎	31	10.5
6 中央区	29	9.8
7 旭日区	25	8.4
8 緑区	24	8.1
9 芦渡	13	4.4
10 鳥居	8	2.7
11 茂市	7	2.4
12 力持	4	1.4
13 萩牛	2	0.7
無回答	5	1.7
計	296	100.0

### ■世帯

区分	回答数	割合(%)
1 夫婦のみの世帯	102	34.5
2 夫婦と子、または夫婦と親	72	24.3
3 ひとり暮らし	44	14.9
4 親と子と孫	29	9.8
5 母と子、または父と子	25	8.4
6 その他	14	4.7
無回答	10	3.4
計	296	100.0

### ■居住形態

区分	回答数	割合(%)
1 持ち家（一戸建て）	257	86.8
2 借家（一戸建て）	20	6.8
3 借家（集合住宅）	7	2.4
4 持ち家（集合住宅）	3	1.0
5 施設等	3	1.0
6 その他	1	0.3
無回答	5	1.7
計	296	100.0

### ■居住年数

区分	回答数	割合(%)
1 30年以上	235	79.4
2 20～30年未満	22	7.4
3 10～20年未満	17	5.7
4 5年未満	11	3.7
5 5～10年未満	7	2.4
無回答	4	1.4
計	296	100.0

【普代村の地域福祉に関するアンケート調査結果】 n = 296 (複数回答可)

《地域社会のことについてお答えください。》

■あなたは、地域の人とどのような付き合い方をしていますか

区 分	回答数	割合(%)
1 顔を合わせればあいさつをする	227	76.7
2 会えば立ち話をする	177	59.8
3 仲が良く、お互いの家を行き来している	100	33.8
4 顔は知っているが声をかけることはない	17	5.7
5 ほとんど顔も知らない	10	3.4
6 その他	4	1.4
無回答	4	1.4
計	539	182.1

■あなたは、地域活動に参加していますか

区 分	回答数	割合(%)
1 参加している	179	60.5
2 参加していない	112	37.8
無回答	5	1.7
計	296	100.0

(「参加している」と回答した方)

■あなたが参加している地域活動は何ですか

区 分	回答数	割合(%)
1 村内清掃活動	141	78.8
2 祭りなどのイベント	71	39.7
3 自治会活動	54	30.2
4 村の文化祭	48	26.8
5 老人クラブ活動	41	22.9
6 防災訓練	39	21.8
7 スポーツイベント	27	15.1
8 園・学校行事	22	12.3
9 女性団体活動	21	11.7
10 P T A 活動	9	5.0
11 子ども会行事	8	4.5
12 消防団活動	14	7.8
13 その他	7	3.9
無回答	3	1.7
計	505	282.1

(「参加していない」と回答した方)

■あなたが地域活動に参加していない理由は何ですか

区 分	回答数	割合(%)
1 健康や体力に自信がないから	46	41.1
2 仕事があつて時間がないから	31	27.7
3 興味を持てる活動がないから	12	10.7
4 地域にあまり関わりたくないから	9	8.0
5 地域活動に関する情報がないから	7	6.3
6 地域活動は必要ないと思うから	5	4.5
7 家事・育児が忙しいから	4	3.6
8 介護などで時間がないから	3	2.7
9 家族の理解や協力が得られないから	0	0.0
10 経済的負担が大きいから	0	0.0
11 その他	13	11.6
無回答	13	11.6
計	143	127.7

■今後、地域活動への参加の依頼があつた場合はどうしますか

区 分	回答数	割合(%)
1 内容によっては参加したい	157	53.0
2 おそらく断る	46	15.5
3 分からない	36	12.2
4 積極的に参加したい	32	10.8
5 当番制なら参加する	6	2.0
6 その他	7	2.4
無回答	12	4.1
計	296	100.0

■将来も現在の地域で暮らしていきたいですか

区 分	回答数	割合(%)
1 暮らしたい	152	51.4
2 できれば暮らしたい	78	26.4
3 分からない	41	13.9
4 あまり暮らしたくない	13	4.4
5 暮らしたくない	5	1.7
無回答	7	2.4
計	296	100.0

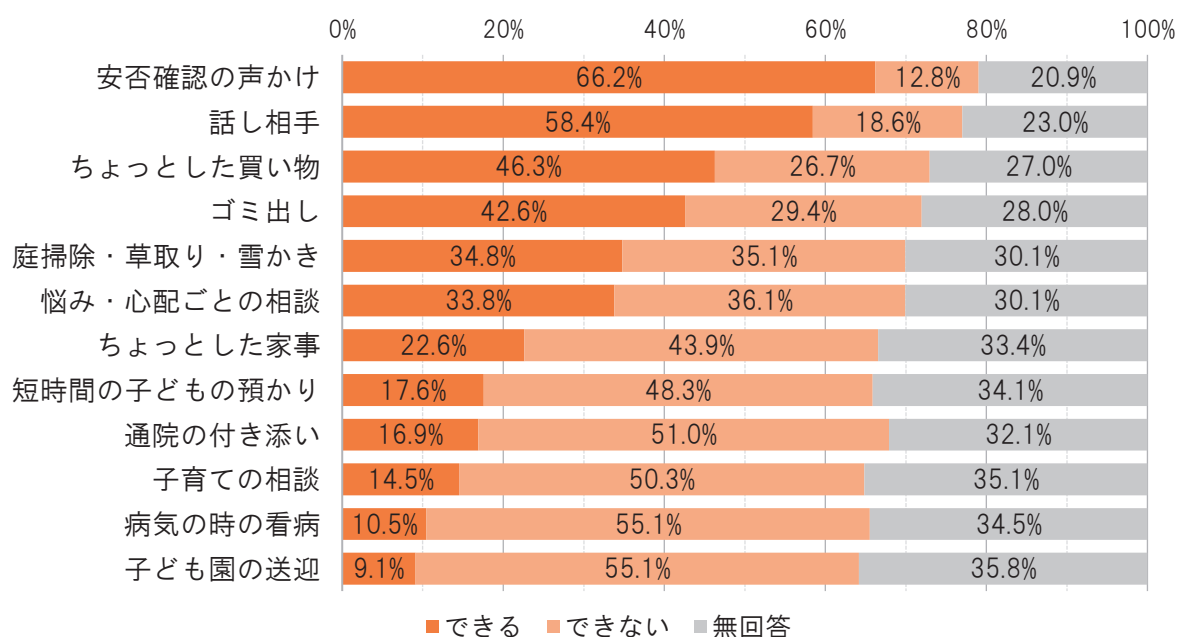


《地域の支え合いについてお答えください。》

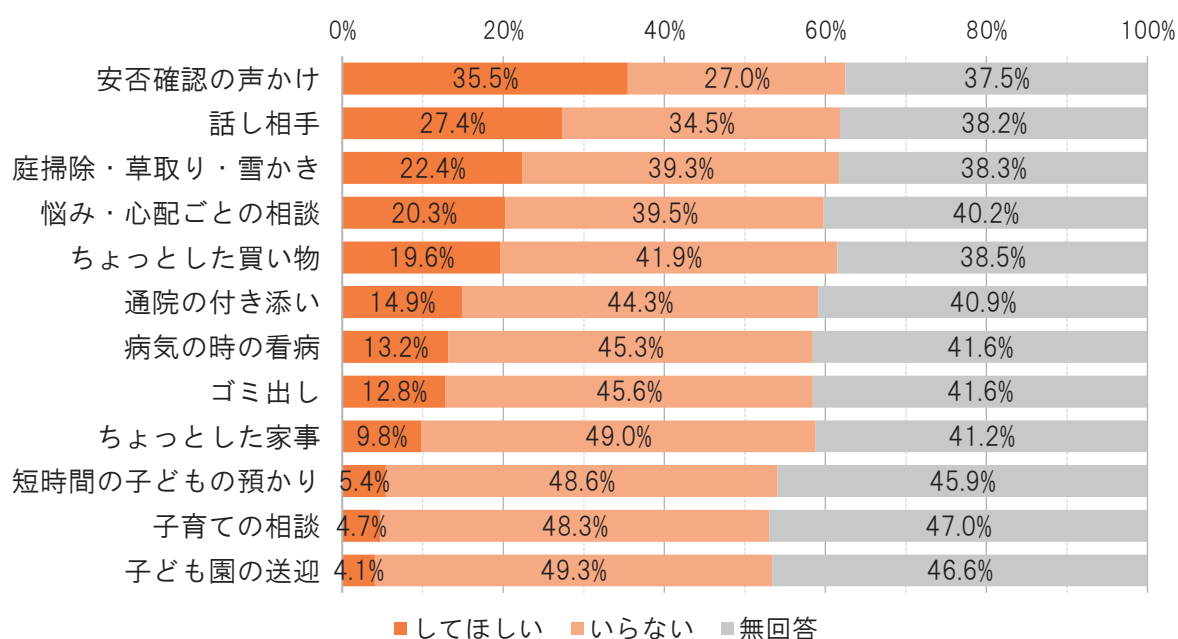
■老人クラブで行っている「ふれあいサロン活動」を知っていますか

区 分	回答数	割合(%)
1 知っている	160	54.1
2 知らない	122	41.2
無回答	14	4.7
計	296	100.0

■近所に困っている世帯がある場合、あなたができる手助けは何ですか



■近所の人から手助けして欲しいことは何ですか



■地域に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか

区 分	回答数	割合(%)
1 ある	93	31.4
2 ない	56	18.9
3 分からない	112	37.8
無回答	35	11.8
計	296	100.0

■人々が支え合い、住みよい地域を実現していく上で問題になることは何だと考えますか

区 分	回答数	割合(%)
1 近所付き合いが減っていること	137	46.3
2 地域活動に参加する若者が少ないこと	116	39.2
3 地域に関心がない人が多いこと	85	28.7
4 地域での交流機会が少ないこと	68	23.0
5 他人に干渉されてプライバシーが守られないこと	67	22.6
6 日中は地域を離れている人が多いこと	56	18.9
7 地域活動に参加しにくい雰囲気があること	51	17.2
8 助け合い・支え合いは必要ないと思うこと	33	11.1
9 ひとり親家庭・障がい者家庭に偏見があること	20	6.8
10 その他	6	2.0
無回答	39	13.2
計	678	229.1

■今、日常生活で困っていることがありますか

区 分	回答数	割合(%)
1 ある	67	22.6
2 ない	174	58.8
3 分からない	39	13.2
無回答	16	5.4
計	296	100.0

（「困っていることがある」と回答した方）

■それはどんなことですか

区 分	回答数	割合(%)
1 病気のこと	37	55.2
2 経済的なこと	22	32.8
3 介護のこと	17	25.4
4 近所付き合いのこと	8	11.9
5 家族関係のこと	5	7.5
6 子育てのこと	1	1.5
7 その他	5	7.5
無回答	5	7.5
計	100	149.3

■日常生活で困ったことがある場合、誰に相談していますか

また、今後困ったら誰に相談したいですか

区 分	回答数	割合(%)
1 家族	123	51.0
2 親戚	61	25.3
3 友人・知人	49	20.3
4 かかりつけの医師	46	19.1
5 村役場	35	14.5
6 社会福祉協議会	24	10.0
7 近所の人	20	8.3
8 民生委員	20	8.3
9 相談していない(しない)	16	6.6
10 福祉事業者	8	3.3
11 相談できる人はいない	5	2.1
12 その他	1	0.4
無回答	79	32.8
計	487	202.1

(「相談していない(しない)」と回答した方)

■相談しない理由は何ですか

区 分	回答数	割合(%)
1 自分でぎりぎりまで頑張りたいから	10	200.0
2 自分や家族で何とかやっているから	10	200.0
3 誰に相談すれば良いか分からないから	5	100.0
4 気軽に相談する相手がないから	2	40.0
5 自分や家族のことを他人に知られたくないから	1	20.0
6 その他	1	20.0
無回答	2	40.0
計	31	620.0

■日常生活における困りごとへの手助けは、誰(どこ)が行うべきだと思いますか

区 分	回答数	割合(%)
1 支援を必要とする人の家族	153	51.7
2 行政機関(村役場など)	143	48.3
3 社会福祉協議会	72	24.3
4 民生委員	61	20.6
5 地域の住民	51	17.2
6 分からない	49	16.6
7 施設や事業者	44	14.9
8 ボランティア団体・NPO	19	6.4
9 自治会	15	5.1
10 その他	4	1.4
無回答	11	3.7
計	622	210.1

■地域における福祉を充実させるために重要な取り組みは何ですか

区 分	回答数	割合(%)
1 支え合いの活動を広める	166	56.1
2 協力し合える団体・機関と手を取り合う	87	29.4
3 災害時、ひとり残らず避難させる	82	27.7
4 地域福祉のリーダーを育成する	65	22.0
5 地域の日常的な困りごとを見つけて解決する	53	17.9
6 地域の雪かき体制を整える	47	15.9
7 世代間交流を活性化する	40	13.5
8 地域のボランティア活動を進める	40	13.5
9 あいさつが活発な地域にする	35	11.8
10 その他	7	2.4
無回答	32	10.8
計	654	220.9

《ボランティア活動についてお答えください。》

■ボランティア活動に参加したことはありますか

区 分	回答数	割合(%)
1 ある	93	31.4
2 ない	170	57.4
3 分からない	16	5.4
無回答	17	5.7
計	296	100.0

(「参加したことがある」と回答した方)

■どんなボランティア活動に参加しましたか

区 分	回答数	割合(%)
1 環境関係（美化活動やリサイクル運動など）	58	62.4
2 災害関係（がれき撤去や泥上げなど）	37	39.8
3 高齢者関係（施設訪問など）	23	24.7
4 子育て関係（託児や育児相談など）	7	7.5
5 青少年関係（悩み相談や子ども会活動など）	7	7.5
6 障がい者関係（手話や車いす補助など）	5	5.4
7 保健・医療関係	4	4.3
8 その他	4	4.3
無回答	3	3.2
計	148	159.1

(「参加したことがある」と回答した方)

■ボランティア活動に参加したきっかけは何ですか

区 分	回答数	割合(%)
1 自分たちのために必要な活動だから	49	52.7
2 人のために役に立ちたかったから	43	46.2
3 人に誘われたから	27	29.0
4 ボランティア団体から頼まれたから	18	19.4
5 趣味や特技を活かしたいから	9	9.7
6 なんとなく	9	9.7
7 付き合い上断れなかったから	4	4.3
8 おもしろそうだったから	1	1.1
9 余暇を有効に活用したいから	1	1.1
10 その他	2	2.2
無回答	1	1.1
計	164	176.3

(「参加したことがない」と回答した方)

■その理由は何ですか

区 分	回答数	割合(%)
1 自分の健康に自信がないから	75	44.1
2 仕事や家事などが忙しく時間が取れないから	45	26.5
3 活動したいとは思っているが、きっかけがないから	31	18.2
4 身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から	31	18.2
5 一度始めると拘束されて、やめられなくなりそうだから	20	11.8
6 人と接するのが好きではないから	16	9.4
7 育児や介護を必要とする家族がいて余裕がないから	9	5.3
8 興味や関心が持てないから	9	5.3
9 活動に費用がかかりそうだから	4	2.4
10 その他	11	6.5
無回答	14	8.2
計	265	155.9

■ボランティア活動の輪を広げるために必要なことは何ですか

区 分	回答数	割合(%)
1 経済的な負担がかからないように、交通費などの実費を補助する	101	34.1
2 分からない	72	24.3
3 情報提供を積極的に行う	69	23.3
4 学校教育の一環として活発に取り組む	61	20.6
5 ボランティア活動に関する相談を受け、拠点となる場所を作る	55	18.6
6 研修会を開催し、人材育成を行う	52	17.6
7 職場においてボランティア休暇制度を導入する	47	15.9
8 地域での子どもの活動を活発に行う	26	8.8
無回答	21	7.1
計	504	170.3

《災害対策についてお答えください。》

■災害時の避難において、どのような対策を取っていますか

区 分	回答数	割合(%)
1 特に対策はしていない	125	42.2
2 避難場所や順路の確認	123	41.6
3 避難訓練への参加	48	16.2
4 近隣の支援者の確保	13	4.4
5 分からない	11	3.7
6 自主防災組織への支援依頼	5	1.7
7 その他	2	0.7
無回答	12	4.1
計	339	114.5

■ご家庭で災害予防に備えていることは何ですか

区 分	回答数	割合(%)
1 特に対策はしていない	106	35.8
2 非常用の食料・水を準備している	82	27.7
3 防災・避難グッズを用意している	69	23.3
4 家具の転倒・落下対策をしている	55	18.6
5 家族で避難場所を決めている	54	18.2
6 分からない	16	5.4
7 その他	1	0.3
無回答	14	4.7
計	397	134.1

■家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか

区 分	回答数	割合(%)
1 いる	117	39.5
2 いない	57	19.3
3 分からない	101	34.1
無回答	21	7.1
計	296	100.0

■火事や地震などの災害時に困ることは何ですか

区 分	回答数	割合(%)
1 避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	152	51.4
2 投薬や治療が受けられない	123	41.6
3 被害状況、避難場所等の情報が入手できない	65	22.0
4 安全なところまで、迅速に避難することができない	46	15.5
5 分からない	40	13.5
6 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	38	12.8
7 周囲とコミュニケーションが取れない	28	9.5
8 救助を求めることができない	20	6.8
9 補装具の使用が困難になる	12	4.1
10 その他	8	2.7
無回答	24	8.1
計	556	187.8

■避難所に避難するときに必要なことは何がありますか

区 分	回答数	割合(%)
1 避難場所の設備（トイレなど）やプライバシーが確保された生活環境	170	57.4
2 投薬や治療が受けられる体制	157	53.0
3 被害状況、避難場所等の情報の入手手段の確保	93	31.4
4 安全なところまで、迅速に避難するために手助けしてくれる人の確保	88	29.7
5 周囲とコミュニケーションが取れるような支援体制	66	22.3
6 補装具や日常生活用具の入手ができる支援体制	57	19.3
7 救助を求める方法	50	16.9
8 補装具の使用ができるような支援	24	8.1
9 分からない	20	6.8
10 その他	6	2.0
無回答	21	7.1
計	752	254.1

■災害時に住民が支え合う地域づくりに何が必要だと思いますか

区 分	回答数	割合(%)
1 高齢者などの住まいが分かるマップ作り	118	39.9
2 自主防災組織づくり	96	32.4
3 地域での定期的な避難訓練	87	29.4
4 福祉施設との連携	74	25.0
5 地域での勉強会	67	22.6
6 分からない	57	19.3
7 その他	4	1.4
無回答	25	8.4
計	528	178.4

《権利擁護についてお答えください。》

■子育て、高齢者・障がい者の介護などの福祉サービスを利用した時に、説明された内容と違っていたり、不満や疑問を感じたりしたことがありますか

区 分	回答数	割合(%)
1 ある	8	2.7
2 ない	100	33.8
3 福祉サービスを利用したことがない	166	56.1
無回答	22	7.4
計	296	100.0

(「ある」と回答した方)

■不満や疑問を感じたときに、あなたはどのような行動をしましたか

区 分	回答数	割合(%)
1 サービスを受ける側なのであきらめた	6	75.0
2 サービス事業者に申し出た	1	12.5
3 家族や友人・知人に相談した	1	12.5
4 民生委員などの地域の役職員に相談した	0	0.0
5 役場に相談した	0	0.0
6 福祉サービス運営適正化委員会に相談した	0	0.0
7 弁護士などに相談した	0	0.0
8 その他	0	0.0
無回答	1	12.5
計	9	112.5

■周囲で虐待や暴力が発生していることが分かったら、最初にどのように対応しますか

区 分	回答数	割合(%)
1 役所に連絡する	107	36.1
2 警察に連絡する	104	35.1
3 近所の人に連絡する	78	26.4
4 民生委員などに連絡する	44	14.9
5 自治会の役員に連絡する	24	8.1
6 様子を見るため、その家を訪問する	12	4.1
7 在宅介護支援センターに連絡する	8	2.7
8 その他	6	2.0
無回答	32	10.8
計	415	140.2

■あなたは、成年後見制度について知っていますか

区 分	回答数	割合(%)
1 名前も内容も知っている	62	20.9
2 名前は聞いたことはあるが、内容は知らない	130	43.9
3 名前も内容も知らない	79	26.7
無回答	25	8.4
計	296	100.0



■あなたは、久慈圏域の4市町村（久慈市、洋野町、野田村、普代村）で共同設置している「久慈地域成年後見センター」を知っていますか

区 分	回答数	割合(%)
1 知っている	31	10.5
2 知らない	248	83.8
無回答	17	5.7
計	296	100.0

《社会福祉協議会についてお答えください。》

■あなたは、社会福祉協議会について知っていますか

区 分	回答数	割合(%)
1 知っている	106	35.8
2 少し知っている	71	24.0
3 あまり知らない	76	25.7
4 全く知らない	33	11.1
無回答	10	3.4
計	296	100.0

■あなたは、社会福祉協議会の活動について知っていますか

区 分	回答数	割合(%)
1 知っている	88	29.7
2 聞いたことはあるが活動内容は知らない	142	48.0
3 全く知らない	46	15.5
無回答	20	6.8
計	296	100.0

■社会福祉協議会が行う活動・支援で充実してほしいことは何ですか

区 分	回答数	割合(%)
1 高齢者や障がいのある人など援助を必要とする方々への支援	147	49.7
2 身近なところで相談ができる体制の充実	136	45.9
3 福祉に関する情報発信	111	37.5
4 住民による身近な支え合い活動	60	20.3
5 福祉に関する学習や講習・講演会等の開催	40	13.5
6 ボランティア活動・住民活動への参加促進と育成支援	38	12.8
7 子育て支援の充実	35	11.8
8 生涯学習における地域活動・ボランティアによる生きがいづくり	31	10.5
9 福祉団体への支援や育成	27	9.1
10 児童や生徒、地域住民やニーズの把握とサービスの企画・実施	22	7.4
11 その他	6	2.0
無回答	39	13.2
計	692	233.8

《今後の地域福祉のあり方についてお答えください。》

■子どもたちへの福祉教育はどのように行うべきですか

区 分	回答数	割合(%)
1 学校教育の中で学ぶ	165	55.7
2 地域の活動などを通じて学ぶ	143	48.3
3 家庭の中で親から学ぶ	76	25.7
4 生活の中で自然に身に付く	43	14.5
5 分からない	39	13.2
6 テレビなどのメディアを通じて学ぶ	25	8.4
7 特に必要ない	1	0.3
8 その他	1	0.3
無回答	25	8.4
計	518	175.0

■あなたは、福祉や健康に関する情報を何から入手していますか

区 分	回答数	割合(%)
1 広報ふだい	166	56.1
2 村からのチラシなど	160	54.1
3 ふだいむら福祉だより	117	39.5
4 テレビやラジオ	84	28.4
5 回覧板	78	26.4
6 家族や友人・知人	61	20.6
7 新聞	52	17.6
8 病院や施設	43	14.5
9 インターネット	39	13.2
10 本や雑誌	29	9.8
11 特に入手していない	29	9.8
12 近所の人	27	9.1
13 民生委員	4	1.4
14 その他	3	1.0
無回答	10	3.4
計	902	304.7

■福祉や健康についてどんな情報を知りたいですか

区 分	回答数	割合(%)
1 高齢者や障がい者についてのサービスの情報	116	39.2
2 福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報	96	32.4
3 健康づくりについてのサービスの情報	90	30.4
4 介護保険や福祉サービス事業者のサービス内容の情報	88	29.7
5 介護保険についての情報	63	21.3
6 特にない	44	14.9
7 高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器についての情報	43	14.5
8 学習機会（講座や教室）についての情報	17	5.7
9 子育てについてのサービスの情報	15	5.1
10 ボランティア活動などの住民活動についての情報	9	3.0
11 その他	3	1.0
無回答	21	7.1
計	605	204.4

■あなたは、地域福祉を充実させていく上で、住民と行政の関係はどうあるべきと考えますか

区 分	回答数	割合(%)
1 住民も行政も協力し合い、共に取り組む	140	47.3
2 家庭や地域の住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助する	92	31.1
3 分からない	45	15.2
4 行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力する	43	14.5
5 行政に責任があるので住民はそれほど協力することはない	3	1.0
6 その他	0	0.0
無回答	20	6.8
計	343	115.9

■住み慣れた地域で安心して生活するためには、どのようなことが必要だと思いますか

区 分	回答数	割合(%)
1 社会福祉制度（年金・医療・介護）の安定を図る	148	50.0
2 福祉や保健に関する情報提供を充実させる	113	38.2
3 多様なニーズに対応できるような豊富な種類のサービスを用意する	78	26.4
4 公共施設・公共交通機関・道路・商店などのバリアフリー化を進める	44	14.9
5 地域福祉活動の中心となるリーダーを育成する	35	11.8
6 サービスを提供する事業者を増やす	34	11.5
7 住民同士または関係機関をつなぐ地域福祉コーディネーターを育成する	33	11.1
8 地域福祉活動の拠点となる場所を作る	33	11.1
9 地域福祉に関する住民の意識を高めるための啓発を行う	27	9.1
10 ボランティア活動を活発にする	20	6.8
11 福祉や保健に関する学校教育を充実させる	16	5.4
12 地域福祉活動のための寄付を募る	7	2.4
13 その他	3	1.0
無回答	31	10.5
計	622	210.1

■今後、地域福祉を充実させるために重要だと思う取り組みは何ですか

区 分	回答数	割合(%)
1 生活環境の整備	85	28.7
2 福祉サービスの質の向上	69	23.3
3 地域における災害時の体制整備	65	22.0
4 福祉サービスの充実	64	21.6
5 福祉教育の推進	58	19.6
6 福祉に関する相談体制の充実	52	17.6
7 地域福祉に関連する人材の育成	47	15.9
8 関係機関の連携の推進	34	11.5
9 地域における雪かきの推進	30	10.1
10 世代間交流の促進	28	9.5
11 福祉の相談・苦情対応の充実	26	8.8
12 福祉に関連する事業の育成	22	7.4
13 ボランティアとの協働	18	6.1
14 地域活動への参加の促進	10	3.4
15 情報提供体制の整備	10	3.4
16 事業者との協働	10	3.4
17 NPOとの協働	6	2.0
18 権利擁護事業の推進	4	1.4
19 その他	2	0.7
無回答	34	1.5
計	674	227.7

## 【年齢階層別分析】

### ■住み慣れた地域で安心して生活するためには、どのようなことが必要だと思いますか

区 分	18～39 歳	40～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
1 福祉や保健に関する情報提供を充実させる	3	28	34	40
2 多様なニーズに対応できるような豊富な種類のサービスを用意する	10	22	23	21
3 サービスを提供する事業者を増やす	6	13	7	7
4 地域福祉活動の中心となるリーダーを育成する	3	4	11	16
5 住民同士または関係機関をつなぐ地域福祉コーディネーターを育成する	1	5	15	11
6 ボランティア活動を活発にする	1	7	5	6
7 地域福祉活動の拠点となる場所を作る	2	8	10	8
8 社会福祉制度（年金・医療・介護）の安定を図る	7	41	47	46
9 地域福祉活動のための寄付を募る	2	2	3	0
10 福祉や保健に関する学校教育を充実させる	2	6	2	6
11 地域福祉に関する住民の意識を高めるための啓発を行う	1	9	13	4
12 公共施設・公共交通機関・道路・商店などのバリアフリー化を進める	2	19	10	13
13 その他	0	1	1	1
無回答	1	5	10	12
計	41	170	191	191

### ■今後、地域福祉を充実させるために重要だと思う取り組みは何ですか

区 分	18～39 歳	40～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
1 福祉教育の推進	3	18	19	14
2 生活環境の整備	5	26	29	21
3 地域における災害時の体制整備	5	15	24	19
4 地域福祉に関連する人材の育成	3	10	15	19
5 福祉に関連する事業の育成	0	7	6	9
6 福祉サービスの充実	8	17	16	19
7 福祉サービスの質の向上	5	16	20	23
8 福祉に関する相談体制の充実	1	20	15	15
9 権利擁護事業の推進	0	2	1	1
10 福祉の相談・苦情対応の充実	0	8	9	6
11 関係機関の連携の推進	3	10	12	8
12 情報提供体制の整備	1	3	4	2
13 ボランティアとの協働	4	3	6	3
14 NPOとの協働	3	2	1	0
15 事業者との協働	0	4	2	3
16 地域活動への参加の促進	2	1	5	1
17 世代間交流の促進	3	5	8	11
18 地域における雪かきの推進	0	6	8	13
19 その他	1	0	1	0
無回答	1	8	7	15
計	48	181	208	202

【資料 2：用語解説】

【あ行】

移送サービス事業	自力での移動が困難な高齢者や身体障がい者に移動手段を提供するサービス。車いすや寝台などを搭乗させるリフトなどを完備した福祉車両で行う。
----------	---

【か行】

居宅サービス事業	要介護・要支援者が現在の居宅に住んだまま提供を受けられる介護サービス。種類が非常に多く、「訪問サービス」「通所サービス」「短期入所サービス」「その他サービス」に分類される。
権利擁護	知的障害、精神障害、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のこと。
子ども食堂	孤食の解決、子どもと大人たちの繋がりや地域のコミュニティの連携を目的とし、子どもやその親、及び地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する。
子どもの発達に関する取り組み	乳幼児期における個々の発達・行動の特性をとらえ、適切な関わり方や支援方法を保護者と関係機関が共有し、子どもの発達における課題に取り組む。
個別避難計画	避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するために、避難行動要支援者一人ひとりについて、担当民生委員、普段いる部屋や寝室の位置、避難支援者、かかりつけの医療機関、緊急時の連絡先、継続している医療や福祉サービス、避難時に必要な生活用具・薬、どこの避難所等に避難させるか等を個別に定めた計画。

【さ行】

身体障害者手帳	身体障害者福祉法において該当すると認定された方に対して交付されるものであり、様々な福祉サービスを利用するのに必要な手帳。身体障害の程度は、身体障害程度等級表により、1級から7級までの区分があるが、手帳が交付となるのは、1級から6級まで。
---------	--

身体障害者手帳	身体障害者福祉法において該当すると認定された方に対して交付されるものであり、様々な福祉サービスを利用するのに必要な手帳。身体障害の程度は、身体障害程度等級表により、1級から7級までの区分があるが、手帳が交付となるのは、1級から6級まで。
生活困窮者自立支援制度	経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人を対象に、都道府県や市町村が、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談などの包括的な支援を行う制度。実施機関は社会福祉協議会等。（普代村の相談機関は久慈市社会福祉協議会）
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援と高齢者の介護予防の基礎となる部分を構築するために、サービスの開発・育成、ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングを行う。
精神障害者保健福祉手帳	精神の障がいのために、長期にわたって日常の生活や社会生活に制限を受けると認められる方の障がいが一定の程度にあることを証明するもので、この手帳を所持することにより各種支援を受けることができる。障がいの程度に応じて、1級から3級に区分される。
成年後見制度	成年後見制度は精神上的障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人（後見人）を付ける制度。

### 【た行】

地域ケア会議	地域の実情にそって、より良い地域包括ケア実現のために課題を把握し、解決していく手段を導き出すための会議。
地域包括ケアシステム	地域住民に対して、保健サービス、医療サービス、介護サービス、福祉サービスを関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。
地域密着型サービス事業	高齢者が身近な地域で生活し続けられるように、事業所のある市町村の要介護者・要支援者に提供されるサービス。訪問・通所・短期入所によるサービス、認知症患者向けのサービス、特定施設や介護保険施設におけるサービスなど。
点字通訳者	本や書類に書かれた文字を点字に変換する作業を行う。

### 【な行】

日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がい等によって日常生活上の判断が十分にできない方、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などを援助する事業。
------------	---

### 【は行】

配食サービス事業	高齢者や身体障害者で、老衰や心身の障がい及び難病などの理由で食事の調理が困難な人の自宅を定期的に訪問し、栄養のバランスの取れた食事を自宅に届けるサービス。
避難行動要支援者	高齢者や障がい者等の配慮を要する人のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自らが避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人。
福祉サービス運営適正化委員会	福祉サービスについての利用者等からの苦情の適切な解決に努めるために設置された、公正・中立な第三者機関。
普代村地域防災計画	災害対策基本法に基づき普代村防災会議が作成した計画で、各防災関係機関が相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する事項を定めたもの。
ふれあいいいききサロン	行政区や町内会、仮設住宅などの小地域で、ひとり暮らし高齢者等の孤立防止や生きがいつくり等を目的に、高齢者と地域の人たちが共同で活動を計画し、参加者が会話や食事、趣味などを楽しむ場。
ホームヘルパー	訪問介護員。老衰や心身の障害などの理由により、日常生活に支障のある高齢者や障がい者の家庭をまわり、家事サービスや身体の介護を提供する。
ボランティアセンター	社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者。

### 【ま行】

メンタルヘルス	精神面における健康のこと。主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、あるいは精神保健医療のように精神障害の予防と回復を目的とした場面で使われる。
---------	---

### 【や行】

要介護高齢者	寝たきりや認知症などのため、日常生活の全部または一部に介護を必要とする高齢者。
--------	---



要介護認定	介護保険制度で、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態にあるかどうかまたその程度を判定すること。
要保護児童対策地域協議会	被虐待児等の要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織。

【ら行】

療育手帳	知的障がい児（障がい者）に交付される手帳。障がいの程度にはA（重度）とB（中・軽度）がある。
------	--

【資料3：計画策定委員会設置要綱・委員名簿】

## 1 普代村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく普代村地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定することを目的として、普代村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要と認められること。

(組織)

第3 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体関係者
- (2) 地域関係団体関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 識見を有する者

2 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、村長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、村長が別に定める。

## 2 普代村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条の規定に基づく普代村地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、普代村地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。

(組織)

第3 委員会は委員25人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のから会長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体関係者
- (2) 地域関係団体関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 識見を有する者

2 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第5 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、社会福祉協議会において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は会長が別に定める。

### 3 普代村地域福祉計画・普代村地域福祉活動計画策定員会委員名簿

#### ◆委員

所属団体等	役職名	氏名	備考
普代村社会福祉協議会	会長	宇部由明	委員長
普代村行政連絡員協議会	会長	新屋喜久男	副委員長
普代福祉会	理事長	大上重信	
普代村民生児童委員協議会	会長	畠山伊代子	
普代村身体障害者相談員	相談員	下道茂子	
普代村知的障害者相談員	相談員	釜谷壽人	
普代村老人クラブ連合会	会長	下谷地良一	
普代村シルバー人材センター	会長	大村耕一	
普代中学校PTA	会長	金子佑季子	
普代小学校PTA	会長	齋藤勝	
はまゆり子ども園PTA	会長	前川彩乃	
つちのこ保育園利用者	保護者代表	鬼束恵理香	
普代村国民健康保険診療所	所長	荒谷宗充	
久慈警察署普代駐在所	所長	小野寺誠	
久慈消防署普代分署	分署長	工藤俊一	

#### ◆オブザーバー

所属団体等	役職名	氏名	備考
県北広域振興局 保健福祉環境部 企画管理課	課長	高橋永江	
久慈広域連合 介護保険課	課長	田高慎	
久慈地域成年後見センター	権利擁護支援 係長	向井知成	

(敬称略)



松家 圭輔さん「ぼくの三鉄切符」

## 普代村地域福祉計画・普代村地域福祉活動計画

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

令和6（2024）年3月

発行・編集 普代村・普代村社会福祉協議会

普代村 住民福祉課

〒028-8392 岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2

TEL 0194-35-2113 FAX 0194-36-1026

社会福祉法人普代村社会福祉協議会

〒028-8335 岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代169番地1

TEL 0194-35-2100 FAX 0194-35-3664

